

平成23年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成23年9月22日（木曜日）

---

議 事 日 程（第4号）

- 第 1 議案第83号 平成23年度仁井田簡易水道統合整備事業浄水場築造工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第87号 平成23年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第88号 平成23年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第89号 平成23年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第90号 平成23年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第91号 平成23年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第92号 平成23年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第93号 平成23年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 認定第 1号 平成22年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 発委第 6号 四万十町議会決算特別委員会の設置について
- 第11 四万十町議会決算特別委員会委員の選任について
- 第12 陳情第23－19号 防火水槽設置の要望
- 第13 陳情第23－23号 消防道整備に関する陳情書
- 第14 陳情第23－26号 大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書
- 第15 陳情第23－20号 若井沈下橋の保存（老朽箇所の修繕）を求める陳情書
- 第16 陳情第23－24号 志和「薬師寺」の四万十町文化財指定に関する要望書
- 第17 陳情第23－ 5号 中山間地域の衰退と獣害対策の中長期的継続を求める陳情書
- 第18 陳情第23－16号 若者定住促進住宅下呉地団地を公営住宅と同じ扱いとする要望書

第19 陳情第23-22号 迂回路整備の要望書

第20 陳情第23-27号 水道施設の整備に関する陳情書

第21 発委第7号 大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える  
行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書

第22 発議第4号 四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の設置  
について

第23 四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会委員の選任について

第24 発委第8号 議員派遣の件について

第25 閉会中の継続審査・調査申し出について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

~~~~~

### 出席議員（19名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 2番  | 榎野 章 君    | 3番  | 田 邊 哲 夫 君 |
| 4番  | 岩 井 優之介 君 | 5番  | 中 屋 康 君   |
| 6番  | 津 野 吉 得 君 | 7番  | 山 上 利 嗣 君 |
| 8番  | 緒 方 正 綱 君 | 9番  | 橋 本 保 君   |
| 10番 | 堀 本 伸 一 君 | 11番 | 林 健 三 君   |
| 12番 | 山 岡 義 正 君 | 13番 | 吉 村 アツ子 君 |
| 14番 | 下 元 真 之 君 | 15番 | 下 元 昇 君   |
| 16番 | 森 健 吉 君   | 17番 | 酒 井 祥 成 君 |
| 18番 | 竹 内 常 喜 君 | 19番 | 岡 峯 久 雄 君 |
| 20番 | 宮 地 章 一 君 |     |           |

~~~~~

### 欠席議員（1名）

1番 橋 本 隆 成 君

~~~~~

### 説明のため出席した者

町 長 高 瀬 満 伸 君 副 町 長 渡 部 睦 君

|                |           |                  |           |
|----------------|-----------|------------------|-----------|
| 会 計 管 理 者      | 山 本 靖 君   | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 樋 口 寛 君   |
| 企 画 課 長        | 左 脇 淳 君   | 庁舎建設担当政策監        | 森 武 士 君   |
| 新産業・まちづくり担当政策監 | 市 川 敏 英 君 | 商工観光課長           | 宮 地 正 人 君 |
| 管財契約課長         | 仲 治 幸 君   | 農林水産課長           | 熊 谷 敏 郎 君 |
| 建 設 課 長        | 佐 竹 一 夫 君 | 環 境 課 長          | 山 脇 一 生 君 |
| 町 民 課 長        | 柴 久 幸 君   | 健康福祉課長           | 山 川 明 彦 君 |
| 税 務 課 長        | 敷 地 敬 介 君 | 上下水道課長           | 高 橋 一 夫 君 |
| 教 育 委 員 長      | 中 岡 全 君   | 教 育 長            | 宮 崎 勲 君   |
| 教育次長兼学校教育課長    | 岡 澄 子 君   | 生涯学習課長           | 野 村 和 弘 君 |
| 農業委員会事務局長      | 永 尾 一 雄 君 | 代表監査委員           | 松 本 悟 志 君 |
| 総務課副課長         | 山 本 康 雄 君 | 総務課財政班長          | 山 脇 光 章 君 |

大正総合支所

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 支所長兼地域振興課長 | 武 内 洋 介 君 | 町民生活課長   | 武 市 宏 美 君 |
| 産業建設課長     | 下 藤 広 美 君 | 大正診療所事務長 | 林 正 憲 君   |

十和総合支所

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 支所長兼地域振興課長 | 岡 本 順 一 君 | 町民生活課長   | 杉 内 和 一 君 |
| 産業建設課長     | 林 久須男 君   | 十和診療所事務長 | 酒 井 寿 哉 君 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長  | 田 辺 卓 君   | 次 長 | 武 田 枝 里 君 |
| 臨時事務補助員 | 池 田 沙 也 君 |     |           |

~~~~~

午前９時２９分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆様おはようございます。

ただいまより、平成２３年第３回四万十町議会定例会第９日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に１番橋本隆成君から欠席届があっております。

報告を終わります。

○議長（宮地章一君） 日程に入る前に、「平成２２年度四万十町一般会計・各特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算審査意見書」について正誤表が提出されましたので、ご了承を願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１ 議案第８３号平成２３年度仁井田簡易水道統合整備事業浄水場築造工事請負契約の締結についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第８３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８３号平成２３年度仁井田簡易水道統合整備事業浄水場築造工事請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第８３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 議案第87号平成23年度四万十町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） 補正予算の説明資料の15ページですが、土地の、公有財産の取得についてありますので、少しこれについてお聞きをいたします。

今回のこの土地の購入費、中古住宅の購入には、東又地域の老朽化した住宅の建て替えに伴う土地購入費と、代替え住宅の購入費と考えますけれども、これに間違いがありませんでしょうか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 間違いないかとご確認ですが、その購入予算の計上に間違いはありません。土地1,400㎡と、昭和59年建築の鉄筋コンクリート2階建て1棟2戸の、旧の県の職員住宅の購入費となっております。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） そしたら、今回取得する土地、建築する町営住宅はどのような建物になるのか、また、構造的には木造住宅となるのかどうか、その辺について、住宅の大きさも含めて、現在予定している部分を、説明をお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 構造と住宅の大きさですが、構造は当然のことながら四万十町産材を利用いたしまして、木造の2階建て1棟2戸、いわゆる2戸1タイプを4戸計画しております。

大きさについては、1戸当たり延べ床で60㎡、約18坪を考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山上利嗣君。

○7番（山上利嗣君） わかりました。特に木造建築についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから最後に、この住宅の建て替え計画は、前前田町長の時代に計画をしていたと思

います。平成21年度には東又の老朽化した住宅は完成予定であったと思いますが、ところが金上野の自動車学校の廃校に伴い、町が買って、そこに住宅を建設するというので先送りになった経過がございます。これにより東又の老朽化した住宅がかなり建築が遅れました。完成を待ちわびていた人の中には、大正・十和の住宅へ入居されたと聞いております。

そういう背景もありますので、1日でも早い建築をお願いしたいと思うわけですが、特に細かい点でございませうけれども、中古住宅の購入計画がありますので、2棟を一気に単年度に仕上げなくても、何とか地元としては対応できるのではないかなと思っております。現計画では25年度以降と建設がなっておりますけれども、そういう金上野の関係で遅くなったことを考慮して、1棟目だけは何とか24年度に対応を検討してもらいたいと思いますけれども、最後の質問でお聞きいたします。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 今後の計画についてのご質問ですが、議員おっしゃるように、24年度の建設については、現在、北琴平団地の建て替え事業をやっております、まだ24年度に建て替えが残っておりますことと、県職員住宅購入すれば、築27、8年の建物のコンクリートの住宅になっておりますので、2年前まで県の職員さんが入居されておったということです、中も見せてもらいましたが、少し改装すれば24年度までに、今年度うちにでも入居が可能となる住宅が2戸ありますので、本年度は用地の購入と、職員住宅の購入をやりまして、24年度はできれば造成工事、設計をやって、25年度の計画ということで考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） 議案第87号一般会計補正予算について質疑をいたします。

9月補正の予算資料の中から3点伺いをしたいと思います。

まず4ページです。地域活性化プロジェクト事業ですが、この目的はわかりますけれども、試験栽培の3品目、ナタネ、小麦、タマネギ。それぞれの事業主体と圃場の面積まで出ておりますが、これは試験栽培ということですので、試験地、圃場がまだ不確定とすれば、こういった方法で町内に試験栽培地を構えるのかを伺います。

2点目です。ページ8ページになります。

鳥獣被害緊急対策事業ですが、この中で進入防止柵というのは、これについては

たびたび補正をして事業を進めていただいています。これは非常に評価をしているところですけれども、農業者も要は防御をしないと生産性も上がらないし、品目にもよりますけれども、なかなか売上げも上がらない状態にあることが多いと思います。そこで、負担金もなかなか大変な思いをしてお支払いをしている方が多いと思われますけれども、そこで、金網柵を配布する場合に、今、業者とか経済団体とかにワンクッションあって、それから配布をしておりますが、メーカーから受益者に直送はできないものか。もう単純に、少しでも安く入るような手だてはできないものかというのが思いの中にあります。それができないとすれば、そのできない理由をお聞かせをお願いしたいと思います。

3点目です。12ページのホビー館関連推進事業です。

補正の内容の中に、旧打井川小学校耐震工事設計委託料307万7,000円ですか、提案をされてます。町長の行政報告にもありましたように、24年度をめどに改修を行いたいということです。

が、旧打井川小がそこで建築されてからの経過年数と、ちょっと聞くとところによると、あんまり丈夫な建物ではないというふうな話もお聞きしております。となると、そこでやっぱり効率の良い耐震工事をする価値があるのか、ある建物だと判断をされているのかと、全体計画の中で、24年度に8,460万ですか、の計画を持たれてますが、このうちの耐震の費用を幾ら見込んでいるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず、地域活性化プロジェクト事業のご質問にお答えしたいと思います。

まず、事業主体のお尋ねがあったと思いますが、これはナタネ、小麦、タマネギ、このそれぞれの作物につきまして、試験栽培をするためにプロジェクトチームと言いましょいか、協議会をつくりまして、そちらに向けて補助をする予定でございます。

なお、そのメンバーといたしましては、JA、それから普及所とか農家、そういうメンバーを加えまして、それぞれで協議会をつくって行う予定でございます。

それから補助の選定のご質問であったと思いますが、これもこの協議会の中で検討を進めていく予定でございます。

それと、資料の8ページの鳥獣対策における進入防止柵。これの直送できないか、農家へ直送できないか、そのできない理由は何かということでございます。

この進入防止柵につきましては、本町では国の事業、協議会をつくって国からその協議

会に向けて補助金が出る事業、それから県の補助事業、それから町の単独事業というふうに合わせて補助を行っているわけですが、その国の補助を伴う事業のやり方が、入札をして集落へ、ある一定のところへおろして、それを検査、確認していくという方法になっておりますので、すべてそういう方法でやっておりまして、集落単位でまとめた数をおろしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） すみません。打井川小の経過年数、今ちょっと調べておりますので、後でご報告させていただきますので、そのときに一緒にお答えをさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） ほかにありませんか。

岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） すみません。そのホビー館で1点目にお聞きした分は、経過年数と、ほかにも耐震の予算、24年度に、それも聞いたんですが、それは1点目でお答えをいただきたいがですけど。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） すみません、お答えさせていただきます。

経過年数につきましては、後で報告させていただきますけれども、価値があるかという点につきましては……。

すみません。まず、平成22年度に耐震の診断を実施しております。工事見積としましては4,300万ほど出ております。

そして、本年度に耐震工事の実施設計を行いまして、耐震補強の設計評定委員会です承を得たいということで今回上げております。

それから、価値があるかという点でございますけれども、現在、校舎を取り壊して新しく建てるのか、旧校舎を活用するかについては検討を行ったところでございますけれども、体育館も含めまして、休校、廃校を活用することの注目度や話題性もあることから、今回、旧校舎の耐震を活用していきたいということで、価値があると考えております。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） わかりました。1点目はいいです。

2点目ですけれども、確かに事業の関係で入札をすると。ただ、金網柵というのは、ほ

かの例えば建設業、仮に業者が例えば入札をする場合とかには、ほかの工事等とか比べて、単純に金網を配布するだけの話ですよ。そこが、ほんで、そういう方法がとれないものかというのがずっと疑問でした。どうしても細かく自分がわからんところもありますけれども、まあ入札をせないかんという。どうしてもそういうたてりになるのなら仕方ないと思いますけど、それは先ほど、やっぱり農業者を主体に考えていただくような方法があれば、また今後、検討の課題にさせていただきたいと思います。

それから３点目、ホビー館関連の事業ですけれども、２２年度に、すみません、耐震のあれ、出ていたということですが、例えば耐震をして、体験や展示とか企画展をやったり、倉庫ですか、として改修をするということですが、耐震をして、そういった中を改修する総予算。総予算を大体どのくらい見込んでいるのかと、先ほど、耐震をして改修する場合と、新しく建築をする場合の試算というか、検討をしたということですが、どういふ試算をされて、判断をされたのかを伺いたいと思います。

私自身はホビー館には行きましたけれども、旧小学校というのは中に入ってまだ見たわけでもないのだからわかりませんが、なかなか、余りいい建物ではないという話をお聞きしましたので、気になっているところです。やはりホビー館に釣合いがとれたと言いましょか、町産材も使ったりして、ある一定の金額でできるなら、そういった方法で体験することか展示する場所とか、そういう方法を取ったほうがいいのではないかなという単純な考えがありましたので、その点、お聞きをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 鳥獣の柵の搬送でございますが、先ほども申し上げましたように、入札してから集落に納めて、その場合に町の職員が立ち会って一つ一つ検査、写真を撮って、枚数を確認して検査をしていることでございます。

それで、各農家と言いましょか、集落の代表者ごとに搬送したら一番いいわけなんです、そういう検査体制、それからチェックするときの手間、そういうことを考えまして、集落でやっていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えをいたします。

打井川小学校の建築については昭和４６年ということで、３８年を経過しております。

それから、来年度の総予算につきましては、今回の耐震工事の実施設計で金額が確定するということになりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 打井川小学校の活用ですけれども、確かに校舎が古いということで、それから基礎もしっかりしてないという話も聞いたところですが、それを耐震改修をやって使うのか、また、壊して新しい施設をつくるのか、どちらが安いのかという議論も出てくるわけですが。

ただ、今のホビー館が旧打井川小学校の体育館を利用したということで、それに1つの価値もあるわけでごさいます、それと一体となった小学校、それを活用するということが話題性としてはあるのではないかなというふうにも思っております。

それから今のホビー館の正面のところに打井川小学校の校歌がまだ残っておりますが、それはそれで風情がありますし、打井川小学校の廊下とか階段のところにはそれぞれの卒業生がかいた絵とか、そういったものも残っております。そういったものも残しながら、昔の風情を残しながら、郷愁を誘うようなホビー館の附属施設というほうが、私としてはいいのではないかという思いがありまして、旧校舎を活用して建設をしたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） わかりました。

3点目です。確かに町長、担当課長、町長の答弁でわかります。自分も、それは今までの長い歴史とか文化とか含めて、そういった方法では、考え方は賛成するわけですが、来場者が、やはり当然耐震をして、安全な施設にしなければならないのは当然ですので、そういった場合に、町長の答弁にありましたように、基礎とか、やはり何か余り軽量鉄骨と言うんでしょうか、そういった部分でしか建造されてないという話をお聞きしましたので。となると安全性、一番ですけれども、やはりあと相当な費用を要するのではないかという心配がありましたので、それを確認させていただきました。

どちらが安いのか高いのかという議論もですが、そういう部分の、大切な今までの流れと言いましょうか、打井川小学校の歴史も大切ですが、後の維持管理も含めて、そこはしっかりと精査をしていただいて、来年に向けて進んでいきたい、いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） すみません。一般質問でちょっと残りが残っておりましたので、質疑のほうをやらせていただきたいと思います。

まず、予算書のほうですが、20ページの2款1項9目14節の132万です。この資料の中には、1ページでしたか、120万と、保管庫、木材保管庫です。それから、2ページにあります12万、これ、合わせて132万の予算計上になっておると思います。この具体策。窪川の分は聞きましたが、十和の12万についてはどこへ保管するのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、ページ、予算のほうですが、36ページの6款2項3目19節の3,157万。町有林管理についてですが、これは一応資料のほうでは9ページにあります。窪川地区715万9,000円。それから大正地区で1,960万3,000円、十和地区で480万8,000円という予算計上になっておりますが、全部で3,157万円。小学校の分もあるようでございます。その具体的な、どういう形でこういう材績を出していくのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

そして3点目は、予算書のほうですが、41ページの8款2項2目15節。130万の興津の耐震の関係でございまして。予算資料の中では14ページにあります130万という予算計上になっておりますが、アンカーバーでやると言っておりますが、これで整うのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えいたします。

予算資料1ページで計上しております本庁庁舎の倉庫130万の件でございまして、昨日もお答えいたしましたように、高幡木材センターの跡地の倉庫を予定しております。3棟ございまして、面積が約1,500㎡ありますので、今回、町有林から調達をする木材が十分に保管できるスペースがあるものというふうに考えております。

それから120万ですので、1か月30万円ということになりますが、内訳として、倉庫を借りる賃料、それから、当然木材が、製材が運ばれてきますので、それを仕分ける方の賃金と言いますか、そういったことも見込んでの30万円ということにしております。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それでは予算書の36ページと、町有林管理費の19節町有林管理育成負担金3,157万円、それで、資料のほうでは9ページの下のほうに載せております。

この負担金につきましては、庁舎建築にかかわる木材の調達のために町有林を利用するものでございます。それにかかわる経費でございます。

なお、9ページの資料のほうに、地区名と金額だけで、町有林名等お示ししてなかったのはちょっと足りなかったなということで反省しております。

まず、窪川地区でございますが、内訳申し上げますと、窪川地区は町有林のム谷続山、秋丸地区でございます。この山の搬出間伐を行います。間伐面積は25haを見込んでます。

それから大正地区は2地域ございまして、重木山でございます。これが搬出間伐19haを行う予定でございます。それから搬出間伐とともに作業路の修理もともに、一緒にやっていくということです。

それから大正、もう1地域、轟山、イデノ谷、これ、合わせた地域ですが、これも搬出間伐12ha、それから合わせて作業路の修理も行っていくわけでございます。

十和地域におきましては、光志尾山、これ、里川にございますが、これの全体の一部択伐です。これ、1ha行う予定でございます。それらの経費の合計がこの資料の9ページに地区ごとに載せてあるものでございまして、合計3,157万円の金額となっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 十和支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 今のご質問の中で、予算資料の2ページ、木材保管倉庫借り上げ料12万、これについてご説明をしたいと思います。

これにつきましては、本庁と同じ場所に保管をする予定で、この材積に見合ったものを計上しておりましたが、その後、関係者の方といろいろ協議をしました結果、四万十中央森林組合の土場にこの十和地域でとれる材積についてはストックできるという話もいただいております。

それと、製材を済ました製品についても、森林組合の屋根のある倉庫で保管できるのではないかという話もいただいておりますので、それも含めて今後検討して、なるべく経費の要らないような方法を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 興津大橋の耐震補強の件だと思いますが、6月の議会におき

まして、耐震設計の予算をつけていただきまして、設計を委託して、いろいろ検討を重ねてきた結果が、補強のやり方としては、橋台部から上の橋梁が落下せんような防止の策ということで、チェーンタイプのとめるやつとかもいろいろありますが、興津大橋については検討した結果、橋台全部にちょっと打ち足ししまして、そこにアンカーを埋め込みまして、アンカーバーによりまして上の、上部工の落下を防止するという設計で計画しております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） 今、各課長から答弁がありました。

最初に木材保管庫の件でございますが、一応窪川の場合は木材センターでしたか、旧の、どこへ保管する。それから、十和は四万十中央という話が出ておりましたが、私は先ほどの一般質問の中でも休校、今、4校休校になっておると思います。窪川では家地川、若井川、それから志和、それから十和で広井小学校でしたか。

それで、ですから経費の節減とか今、課長が言うておりましたが、その辺の練り合わせはできなかったか。結局休校のよね、体育館がいからったら校舎。多分通風がえないと、木材は乾燥できんと思いますよ。それで、政策監の話によると、フォークリフトが入れんとかいうて言うてたけど、それは学校の庭でも結構ですよ。保管して乾燥するには。そのほうがかえって、上へシートかぶせて、棚で積んでいく方法があるがですよ。そういうこともできたと思いますが、その辺、もう一回お聞かせをいただきたいと思います。

それから町有林の管理の件ですが、一応課長のほうから答弁がありました。秋丸は25ha、それから重木で19ha、そして轟山、イデノ谷で12haでしたか、それから十和の光志尾山で1haの択伐と言っておりましたが、この方法ですわね、どういう方法でやるのか。ここへ、一応資料の中には四万十方式の作業路を使うようなことを書いちゃったように思いますが、その辺、具体策をもう一回お聞かせ願いたい。

それから興津大橋の件ですが、アンカーバーによる落下防止の工事をやると言っておりましたが、この130万でそういうものができるがですか。それをもう一回お聞かせを願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） 保管庫等の件でお答えをしたいと思います。

小・中学校4校あるということは当然承知もしているわけですが、1つには、4か所に

分散をして、作業効率ということもあるかと思います。それから体育館の床の構造。今回、本庁舎の分で約600立米を予定しておりますので、かなりの重量がかかるということもございます。

それから、林議員、外でフォークリフトということおっしゃってましたが、当然窪川の旧木材センター跡地であれば風通しも良くて、広いスペースで作業もできるということで、フォークリフトは必ず必要ですので、今回、先ほど来お答えしておりますように、木材センターの跡地ということで確保しているところであります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 作業の方法のご質問でございました。

窪川地域・大正地域の町有林の間伐につきましては、通常行っております作業路を用いました搬出間伐でございます。そのために作業路の修理も行うということでございます。

それで十和の光志尾山につきましては、林齢が99年から101年と大変高うございますので、択伐という方法をとったわけでございますが、これは一気に集材ができる方法でやりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 130万でいけるかというアンカーバーの話ですが、一応設計いたしまして積算もしております。130万の中の工事の中で対処するようにできます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） 興津の耐震の橋の関係はよくわかりました。

あと木材保管庫の件でございますが、私はどうしても合点がいかない点があります。132万があれば、町有林で600㎡でしたか、約、それで、外部でまた600ぐらい買いたいとか言っておりましたが、その辺、回せるがじゃないですか。この辺、もうちょっと練り合わせしてよね、壁、強度の関係もあるかもしれんけど、教室は何ぼもあるがでしょう。僕の考えですよ。便利のえいとかやったら家地川。志和へ持っていけいうたらちょっと無理かもしれませんが、家地川、若井川じゃったら結構トラックも入れるし、すぐにそ

こから出せる。ある程度の強度は、2部屋あればその辺の対応はできると思いますよ。それで、もし重たい分がありゃ、外の校庭へ干すとか、そういうこともできたと思いますが、再度、もう一回その辺、練り合わせはできなかったか、それをお聞かせ願いたいと思います。

そして、町有林の関係でございます。一応十和では2段集材で出すとかいうような計画のようでございます。あと大正、それから秋丸の分。秋丸はどんな格好で出すかいうたら、お聞きしたように作業道で出すがでしょう。

それから重木と轟崎の山です。これは私が町長に提案しておりましたが、皆伐、面積もかなり広い。重木は19haですよね。2町歩ぐらいやったら、その材積ができるがじゃないかと私は思っております。だから皆伐をさせてもらう。そうしたら、森林組合に委託事業でやらすとか言ったと思います。その辺も空中ケーブル張って出すほうがずっと単価も安く出るし、作業員もその辺はすごいやっても手間がかからんと思います。その辺、もう一回練り合わせを僕はしてもらいたい。

それから里川の分については、これは仕方ないと思います。急峻なとこやし、2段で出さんといかんような山ですので、もう一回その辺を練り合わせしてしてもらったら、僕は結構なことやないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（宮地章一君） 政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えをいたします。

林議員提案の学校施設ですけども、昨日もお答えをしたかと思いますが、地域のほうで後の利活用についても検討しております。それから教室といったお話もありましたけども、教室に木材を置くのはいかなものかと自分としては思っております。当然、障害物等もございますので、そういった部分を撤去するといったことも発生もいたします。

それから、確かにこの3月まで月30万円ということで、今年度については非常に金額的にも高いと感じられるかもわかりませんが、来年度以降は保管だけということにほぼなってきますので、来年度以降の金額については今年度より少ない金額になろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 窪川・大正地域の町有林の作業方法で、皆伐したほうが経費が安いのではないかと、そういう方法もとれないのではないかとというご質問であったと思います。

確かに経費面から見れば、また手間から見れば、皆伐のほうがずっと安いわけですが、やはり四万十町は循環型の森づくりというのを進めておりまして、皆伐しますとすべてその山の木はなくなるということで、やはりその林齢が60年から63年ぐらいの林齢でございます。ですので、やはり後へ残したい。100年、できれば200年、そういう山にしたいということで間伐という方法をとりました。

それで、残った木が例えば今度の庁舎に使えるとか、そういう山にしたいという思いもございまして、担当としては一番そこにこだわったところでございます。それで循環型の森づくりを進めたいということで、多少経費はかかろうとしても、こういう搬出間伐の材を用いたいということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 1点だけお伺いをいたしたいと思います。

予算資料のほうで1ページの、今、11番議員のほうからも質問があったわけでございますけれども、この件について1点だけお伺いをしたいと思います。

別途資料で、この表紙の25ページのほうに、この資料の説明がなっておるわけでございますが。

町長のほうより、所信表明の中でもこのことについて触れられております。本庁舎に使用する丸太、総材積が2,200m<sup>3</sup>ということで、それで、製品が1,300m<sup>3</sup>要ということで試算をされております。そのうち600m<sup>3</sup>については町有林を伐採して利用すること、残りについては市場調達ということになっております。この市場調達の材の産地、これについては、今まで四万十町については四万十町産材を利用してやるということで、個人の住宅などにも補助金を出してやってきたような経緯があるわけでございますけれども、これについては町として、市場調達の材についてはどのように考えているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（宮地章一君） 政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えをいたします。

資料にございますように、今回、製品で1,300m<sup>3</sup>の木材が必要です。そのうち半分近い600m<sup>3</sup>を町有林でという計画をしているところでございます。

市場調達については、来年度の請負工事の中で、1つには特記仕様書で町産材ということで、あくまでも町産材の調達を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 今、政策監のほうから、町産材であと残りも調達をしていきたいという答弁でありますけれども、約700m<sup>3</sup>ですね、市場から買う製品の量が。それが、果たして四万十町でそれだけの現在丸太が生産というか、伐採せられているのかどうか。これについての調査は行っておりますか。

○議長（宮地章一君） 政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えいたします。

木材調達委員会、製材業者さん、それから森林組合さん参加いただいて、これまで4回ほど会議のほうを開催しております。

その中で、今、議員がご指摘なされました、実際それぐらいの材積が出ているのかどうか、そういったことも議論になりました。詳しい調査はしておりませんが、その会議の中で、関係者の中から「十分可能である」といったお返事なり、そういった情報をいただいたところであります。

確かに町産材ということで基本的には持っていきたいとは考えておりますが、どうしても足りない場合には、調達不可能といった場合には県産材ということも視野に入れて対処していきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 先ほどの説明の中に、出される立木の立米数、量がちょっと抜かっておりましたが、全体で3,023m<sup>3</sup>を見込んでます。そのうち半分ぐらいが庁舎に使えるのではないかという見込みでございます。それで1,500ぐらいです。その分が見込めるのではないかということで、良質の木材を庁舎へ使っていくということでありまして、この書かれております数字よりも若干余分に使えるのではないかというふうに思っております。

また、大正地域の北ノ川の山土場、それから高幡の共販所を含めまして、年間大体5万m<sup>3</sup>、5万m<sup>3</sup>ぐらい木材取り扱っておりますので、そのうち町内産が幾らかというのはちょっと資料を持ってきておりませんが、年間取り扱っておりますので、ほとんどが町産材であろうかと思えますので、十分対応ができるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 今の説明では、町産材で十分賄いができるというような答弁でございすけれども、私もこの庁舎の大きさ、これなどから考えて、普通の住宅の部材の大きさのものではとてももたないだろうと。大変大きな丸太が必要になってくるがじゃないかと、そういうふうに思っております。それで、四万十町で果たしてそれだけの大きな丸太が加工できるとは到底自分としては思えないわけでございすけれども。

それでは、先ほど政策監のほうからは、どうしても四万十町内でそういう丸太が確保できない場合については県産材というようなことも一部考えていかにやいかんじゃないかというような話もあったわけでございすけれども、この四万十町には今、16の製材業者がございす。それなどがいろいろ市場のほうからそういう大きい丸太、県内産、また県外産も中には一部入ってきますけれども、そういうものを今、仕入れて営業をやっているわけでございす。

この四万十町内の製材業者が製材をした製品については町産材とみなすというようなところまで踏み込んでいかなければ、この材の確保はなかなか大変ではないかというように思うわけでございすけれども、その点についての執行部のお考えを示していただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） やはり四万十町としましては、町内産材にこだわった庁舎を建設したいということでございすので、政策監が申しあげましたように、最悪どうしても調達できん部分についてはやむを得ん場合もあろうかと思ひます。できるだけ、農林水産課長も述べましたように、町内産材で確保が可能というようなご意見もいただいておりますので、町内産をもって庁舎建築に努めたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 私のほうは2点ほどお伺いをしたいのがございす。

予算資料のほうで行きます。11ページに、補足の資料をいただいておりますので、ちょうどこの上下の分、2点です。

まず1点目は、商工業の振興助成事業ということで資料をいただいております。内容は、商工業に絡んで、新しく起業、業をおこされる、創業されるといったところについて重点的に助成をしていきたいということで始められてる事業で、いわゆる町の商工振興の1つの

施策としては、これを取り上げて、今からもしっかりとやっていかないかんという事業であります。

昨年6事業ということで確か報告をいただいた経緯があったと思うんですが、今回9月の補正で、ありがたいことにたくさんのそういう努力をしたいという方が増えて、13事業ということで700万ほど、強ですか、補正をしたいということであります。

当初の予算としては700万ぐらいの予算で上がってまして、来年も700万、700万で行くというようなことでありましたが、喜ばしいお金の使い方にはなるんですが、いづれにしても、昨年の希望者から急激に、まあ倍に増えたといったところの分析と、それから今後続けていくということになりますと、この予算の使い方について、やはり効果検証をしていくということも必要だと思いますので、昨年21年以前までは300万程度ということで助成をしておりますが、そのあたりの流れというのを分析されておれば、ちょっとこの時点でお聞かせを願いたいというのが1点であります。

それからその下の、同じページの中にありますが、観光案内板。これも観光課の関係になると、商工ですね、観光課ですね、観光案内板ということで、これはあぐり窪川と四万十とおわにLEDの看板を設置したい、500万程度の設置看板ということになります。500万ですので、LEDですのでかなり立派なものができると思いますので、どういった箇所で、どういったような内容のイメージでこれを設置していくのか、お聞かせ願いたいのと、当初、当初予算の中では、あぐり窪川だけまずは予算化をしてということでありましたが、急遽この機に至って四万十とおわということで、増設するということですが、四万十大正については今回は入ってません。24年度ということになっておりますが、そのあたりのことについては、道の駅については、同じようなお客さんの動向もありますし、お客さんの出入りもあるわけでありまして、大正が後になったという、そういううがったような気持ちはありませんが、そのあたりの予算づけがどういう形でなされたのか、この2点、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えをさせていただきます。

商工振興助成金ですけれども、どういった分析をされているかということでございますけれども、当初700万、6月に300万、今回500万を追加いたしました。現在、書いておりますように、13事業787万7,000円です。

内訳といたしましては、空き店舗の地代・家賃が5件で100万。それから新規創業が

5件で450万4,000円です。本年度から新たに重点事業を追加いたしまして、観光事業として実施している分が3件の237万3,000円です。そして現在協議中の案件が7件で567万5,000円あります。合計で1,355万2,000円ということで、144万8,000円残りますけれども、昨年度の1月からの実績でも110万ぐらいの実施をしておりますので、今回500万の追加要望をするものです。

そして、今後どうするのかという形のご質問もありましたけれども、本年度から実施しております観光事業の重点事業が現在3件、新規創業が5件。本年度の交付金額の87%を占めております。また、協議中の案件につきましても、町内に新たな創業をおこす案件が多く出てきておりまして、町内の活性化に大きく貢献していただけたと考えておりますので、引き続き支援を行いたいと考えているところでございます。

次に、観光案内板ですが、本年度、あぐり窪川のトイレとショップの中間の場所にやりたいと考えてます。それから、十和の道の駅についても、トイレとショップの間ぐらいを予定しております。

サイズでございますが、縦横どちらかになるとは考えておりますが、例えば十和のほうにつきましては、全体の横幅が3m54cm、高さが2m72cmを予定してます。

電光掲示板につきましては幅が2m2cm、高さが52cmぐらいのものですけれども、電光掲示板の縁には四万十材を使った形の看板的な形を予定しております。

当初、3つを同時にやりたかったわけなんですけれども、まずあぐりをやりまして、合併特例債で、東西の高速が伸びる、そして愛媛県の三間の開通もございますので、先に十和のほうを2基やらせていただいて、来年度大正の道の駅に電光掲示板をつけたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） お答えをいただきました。

まず助成事業ですが、大体内訳もわかりましたし、今後のことについても一応承知はしました。新しい、起業される、創業される方が急増されて、予算づけをしたいということでしたが、ちょっとお答えの中に、今までの、21年度までの例えば6事業とか、今まで経緯をしてきた事業があると思うんですが、そのあたりについて、実際効果検証とか、その事業がしっかりされてるのかどうか、そのあたりのとこ、ちょっとお答えがなかったもので、もしそういった分析があったら、そのとこ、もう一回つけ加えをいただきました

いのと、それから案内観光板ですか、大正のほうは次年度ということです。

お答えのとおり、高速に絡めて集客が増えて、それに合わせて四万十町の町内観光を醸成していきたいという気持ちもわかりますので、大正もホビー館ができました。大正にとっては非常にありがたいことで、集客力が増えて、国道439号を利用する方もおいでますし、あそこも従前からいろいろな利用されるお客さんもおるわけですので、願わくば同時に設置をしていくというような考え方を今後持っていつていただいたら、以前質問いたしました大正のほうの道の駅の活性化については、やはり十和、窪川のほうから押され気味ということでもありますので、同じ序列で、同じ考え方で、ひとつ四万十道の駅も活性化を図っていただければという思いであります。助成事業の関係で、今言った、21年度以前の関係でお答えをいただいたらと思います。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えをさせていただきます。

その前に、すみません。「合併特例債」というようなお答えしましたがけれども、訂正をさせていただきます。合併補助金でございますので、よろしく願いいたします。

商工振興助成金の利用状況につきまして、平成20年度が3件です。内訳といたしましては、空き店舗の活用事業が1件、販路拡大が1件、起業創業が1件。20年度は3件でございました。金額が280万になっております。

21年度がその倍に増えまして、商店街の環境整備に1件、販路拡大に4件、創業に1件の計6件で、325万4,000円。

そして去年が同じく6件になってますけれども、空き店舗の活用事業が2件、商店街活性化強化事業が1件、そして創業が3件ということで、417万となっております。

23年度につきましては、先ほど申し上げたような形ですけれども、非常に創業等観光事業、今年から重点事業としまして始めました事業が87%を占めておりますので、非常に活性化、活発化しているので、商工観光課としては非常に喜んでいるところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 3回目ですが、最後の質問します。

今、お答えをいただいて、商工業の流れというか、助成の流れを伺ったんですが、87%新しい起業をされて、新しく動かれる方が増えたということですが、ちなみ

に、今回、その８７％の内訳。今、１つの商工会になりました、商工業になりましたのですが、地域別に、例えば旧窪川・旧大正・旧十和あたりのこういった起業、創業なさる方の件数というのは、内訳はわかりますか。それだけ最後にちょっとお伺いしときたいと思います。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） すみません。ちょっと後で報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） ただいまから暫時休憩をします。

午前１０時３５分 休憩

午前１０時４９分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 先ほどの中屋議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。商工振興助成金の２３年度の交付金額の８７％の地区別の内訳についてご報告させていただきます。

観光業の重点事業３件のうち、大正地域が１件、十和地域が２件となっております。

新規創業５件の内訳につきましては、窪川地域が４件、大正地域が１件となっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○１６番（森健吉君） ホビー館に関連のことでございます。

ページ数１２ページでございます。の、ホビー館活用活性化計画作成委託料１００万出ております。中身はわかりません。この件について説明と、同時に、関連になります。

文化交流施設大正きらら。ここも全面的に開放して、３万点ぐらいの商品を展示されちゃうということですが、ここの入場者数。それから、ここへ入られた入館料、わかればその点も含めてお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 大変お待たせをいたしました。

ホビー館活用活性化計画作成委託料１００万円でございますが、これ、今の議会の中でも予算をお願いいたしております打井川小学校の校舎の改修。それを平成２４年度に行おうといたしておりますが、そのホビー館を中心として、これからこの町内の四万十川流域へどうホビー館の効果を、経済的な波及効果を生かしていくのか、そういった計画を早急につくらなければならないというふうに思っております。

それと、次の打井川小学校のあとの施設整備。それぞれ四万十川の流域の中にホビー館的なパーツを置いて、それをめぐっていただくことによって滞在型の観光を目指していこうというふうに四万十町はずっと計画をしているわけですが、それがはっきり言いまして、どこへどういうふうなものをつくって、人の流れをどうしていくのかというような計画はいまだに立てられておりません。

そういったがについては、また将来的にはグランドデザインという関係で、まちづくりの総合計画はつくらなければならないと思っておりますが、四万十川流域、ホビー館の関連の観光については、既に１日７００人近い方が訪れておりますので、早く、とりあえずでも計画を立てて、経済的な波及効果をねらっていかなければならないということで、緊急的に計画を立てるという思いがございまして、とりあえず１００万円ということで計上させていただいたところでございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） きらら大正の入館者数でございますけれども、９月１９日現在、１万３，６３３人です。プラモ展での入館料につきましては、１９日現在ですけれども、２０３万２，５５０円となっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○１６番（森健吉君） 計画作成委託先ですよ。これはどちらに委託をされる考えですか。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 委託先につきましては、現在、指定管理をやられております奇想天外さんをご相談の上で検討していきたいと考えております。

以上です。

（１６番森健吉君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君） ２点ほどお伺いいたします。

予算資料のほうから、１３ページ上の段、中津川の久木の森風景林の整備事業。ここ、私も大変好きなのところで、自分なりにいい企画かなと思っておりますけれども、どういふような内容の整備がされるのでしょうか。そのための予算だと思いますけれども、わかっておりましたら、わかっておる範囲でお答えください。

それからもう一点。１７ページの上の段の、東日本大震災視察事業ですけれども、２泊３日で、大変遠方なんですけれども、恐らく行き帰りは１日潰れるんじゃないでしょうか。中１日しかない視察になるんじゃないろうかと思うんですけれども、視察先のそういう手配みたいなものはできているのでしょうか。

以上です。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは予算資料の１３ページ、２００１年の森（中津川久木の森風景林）の調査事業につきまして内容をということですので、お答えしたいと思います。

目的等につきましてはここに書いておりますけれども、２００１年の森ということで、大正中津川の昔国有林だったところを買収しております。そういうところを、その周囲に町道久木ノ森線がございます。この久木の森と、町道久木ノ森線は、ここにも書いてございますが、重要文化的景観地域、中でも重要構成要素に選定されております。

そういったところに現在、これまで、地域の人たちがいろいろもみじまつりりとかびんびまつりとかを、その地区を拠点としていろいろ一生懸命取り組んでおります。そこにトイレ等もございますが、かなり老朽化しております、トイレの改修の要望も来ております。そういったことも併せまして、この久木の森一帯を、町道の舗装の補修とか、また、区間内にありますケヤキの森とかございますが、そういった部分の修景の整備等を調査したいということで、今年につきましてはそういった自然的な樹木とかございますので、専門家の視点等をいただきながら、基本的な調査を今回やっていきたいということで予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 資料１７ページの東日本大震災視察

事業についてお答えを申し上げます。

この事業につきましては2泊3日で計画をしておるところでございますけれども、行き先が東北地方ということでございまして、行き帰りは飛行機を利用する予定でございます。

それで初日も、それから戻る日も、3日間すべてにわたって、ここに計上しております、書かせていただいておりますような市町を視察する予定で計画をしております。もちろん本格的にはこの補正を承認いただいてからに、手続にはなるわけですが、内々にはここに書いております自治体と一定日程調整とかいうことで連絡をとって、調整は実施中でございます。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 久木の森の件はわかりました。

東日本大震災視察事業ですが、今、復旧の過程にあると思います。自分の所属している組織で、ずっと定期的に南相馬のほうに支援を送っておりまして、その中で、現地の、例えば学校給食を地産地消でやりゆうところが、父兄から、地元のものは使わんとってほしいと、放射能汚染を心配して。そういうことで野菜を今、送っているんですが、でも、カボチャとかあいう日もちのする野菜を。そういうふうな形での支援をまだずっと続けておるんですが、そういうことが非常に大事なんでしょうかと思っております。

そういう点で、視察も結構ですが、せっかく消防署なんかも行きますので、できたら、最初の段階で一定支援をされたと思うんですが、まだまだ支援が必要じゃないだろうかということと、それと、視察だけやったら、逆に向こうに時間をとらすんじゃないだろうかという老婆心もあるんですが、そういう点についての懸念がありますが、そういうふうな系統的な、継続的な支援は視野に入れてないかどうかということと、その中で、特に消防関係でいろんなことを深く学んでくるという点が大事なんでしょうかと自分は思っております。そういう点での考え方についてお尋ねいたします。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

この東日本の各市町につきまして、議員さんおっしゃられるとおり、まだまだ復旧・復興途中でございまして、大変な状況であることは承知しておりますけれども、既に数か月前から、全国各地から支援とは別に、視察といったことも数多く入っておるという状況の

ようでございます。

もちろん大変な業務の中ではございますけれども、やはり東日本の自治体や消防関係者にとっても、全国各地から来ていただいて、実際の現場を見ていただいて、参考になることはとって帰っていただきたいと、そういう思いもありますし、併せて、やはり経済、被災地の経済を活性化していく、少しでも活性化していくためには、こういったことも、どんどん全国から来ていただきたいというスタンスで対応されておるということでございます。行く側、こちら側としましては、震災直後から消防関係者を中心に、ぜひ現場を見て勉強したいという意見はあったわけですが、やはり直後は幾ら何でも相手側に迷惑をかけるということに配慮しまして、9月補正で計上ということにさせていただいたところでございます。継続的な支援ということでございますけれども、いろんなことを考えられると思いますので、この視察の中でも、可能な範囲で考えてみたいというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 庁舎建設について、庁舎の建設事業。

先ほどから質疑が出ておりますが、考え方によっては700m<sup>3</sup>でしたか、不足するであろうと。県産材を含めて検討しなくてはいけないという答弁がありましたけれども、森林組合等に調査を依頼して、個人の所有する山も含めて検討すれば、立方数で言うと700m<sup>3</sup>ということは、約2haぐらいの森林を伐採すれば調達できるのではないかという話を聞いておりますので、森林組合等と協議をして、そういうことも含めて検討されたらどうかということがまず第1点であります。

それから2点目は、特産野菜コラボレーション事業というので、この書き方が少し僕はおかしいのではないかなということちょっとあれしますが、これは四万十農業共同組合を中心とした特産野菜ということになっておりますが、それが下では、四万十町全体の販売拡大や生産拡大につなげる活動をするということになっておりますけれども、これは組合員外であっても、こういうことに参入ができるのかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

そして、もう一点は、中津川、先ほど質疑がありました中津川久木の森ですが、これは町道の改良関係にどのような、設計変更を含めていろいろあるかもわかりません。僕、わかりませんが、影響はないのかどうか、そのあたりをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えいたします。

貴重なご提案、ありがとうございます。来月中旬には5回目の会議のほうを開催いたしますので、その席でも、民有林の調査ということでお願いをしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 特産野菜等コラボレーション事業、資料の4ページです。その上のほうに載せておりますが、その中に、四万十農業共同組合を中心とした特産野菜。括弧してニラ、ミョウガ、ピーマン、ショウガ等、それから米、こういうものを販売戦略として、下にも書いてありますように、大阪・京都の量販店のほうにフェア、店を出して、店をお借りして、こういうものを紹介していくということでございます。

これは6月議会のほうで、吉村議員さんのほうから一般質問等で受けたものでございまして、農協がこういう取組をしますので、町としても何らかの対応をしてくださいという質問であったと思いますが、その分でございます。大阪、京都の卸売市場のほうから紹介をしていただいた量販店。そこにJ A四万十を中心として野菜を出す。

ただ、J A四万十管内だけが当然こういう野菜、特産野菜が育ちませんので、J A高知はた、それから道の駅とか、それから生産者グループ、そういうところにも声をかけまして、四万十町全体の特産野菜ということでございますので、野菜が中心になろうかと思いますが、そういう野菜を売り出していこうという取組でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、13ページの2001年の森の調査事業につきまして、町道の改良について影響はないのかというご質問であったかと思いますが。

今回、町道については改良ではなくて、町道の舗装の補修ということでやっております、形状の変更等がなければ報告等で構わないということでございますので、問題がないということでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） そうすると、私は非常に勘違いをしておりますが、この場合の町道の中津川については改良計画というのはないということでしょうか。ここは、この場

所については改良は必要ないと。そこは舗装だけで済むというふうなことでよろしいんでしょうか。

それと、これは組合員外も含めて、いわゆる特産野菜のコラボレーションについては道の駅、あるいははた農協とも連携をしながら取り組んでいくという解釈でよろしいですね。わかりました。その点、1点だけお願いしたい。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正産業建設課長（下藤広美君） すみません。もう少し詳しく説明をしたら良かったのですが。

この町道久木ノ森線というのは、大奈路から中津川というのは町道大奈路中津川線というのがあります。そこで、現在、橋とトンネルを抜いて、最短距離で今、町道、中津川を結んでおりまして、旧道が町道久木ノ森線となっておりまして、その部分の舗装補修でございまして、メインの町道大奈路中津川線は重要文化的景観の構成要素にもなっておりますので、そういったところの改良等については検討委員会ですか、重要文化的景観の委員会のほうに報告をして、審議をしていただかなければなりませんけれども、今回の町道久木ノ森線については迂回路的な道ですので、なっている、重要文化的景観の構成要素ですけれども、舗装の補修だけでするので問題ないということでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 2点だけお伺いをいたします。

予算資料の10ページの水産業振興事業の中でちょっとお伺いをしたい点があります。

この概要の興津ちりめん振興事業の件ですけれども、これはシラス業の、再興するという事業内容ですけれども、以前、興津地区はちりめんの一大産地であったというふうに記憶しておりまして、私も小っちゃい頃、行商の方が毎日のように来て、買って食べたのを覚えておりますけれども。

それが、多分原因がいろいろ言われておりましたけれども、ちりめんが減ったのは杓子湾の、いわゆる海砂利ですわね。これを大量にとって、産卵する磯がなくなって、このちりめんが減ったというふうに地元の方から聞いた話なんですけれども、これを、いわゆる昔のちりめんをもう一回計画してやり直そうという事業なのか、その点をお伺いします。

それと、その下の、減額で400万。次年度以降に見送ることについての減額措置がありますけれども、この事業内容をちょっと忘れましたので、どういった事業が来年度に

繰り越しになるのか、その点です。

それと15ページ。先ほど7番議員が質問いたしました東又の黒石団地の件で、少しだけ教えていただきたい点があります。

これで、県のいわゆる住宅と、それから土地を購入されますけれども、現在、県のほうの、こういった県有の住宅でありますとか建物が高知県内たくさん残っておりまして、入居がほとんどないような建物、比較的新しい建物もたくさんあります。例えばこの窪川で言えば香月が丘にある高校の教員住宅でありますとか、いろんな建物がありますけれども、現在、県としては、こういう市町村から県有のそういった土地であるとか建物を購入したいという意向を示せば、県はどういった対応の状況なのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず、興津ちりめん振興事業でございます。

資料のほうの10ページに記載させていただいております。

これはおっしゃってございましたように、ちりめんの加工場をつくろうとするものでございます。

それで、材料と言いましょうか、魚はカタクチイワシなどが中心になるかと思います。それで協議会をつくって、そちらに向けて補助をする。夏場で10人くらいの雇用が見込めるというふうに聞いております。

それから、その下の産地販売力育成事業の減額でございますが、これは興津漁協を中心として、漁業関係者で共同出荷への取組。この事業を当初には計上しておったんですが、ちょっと体制が整わなかった、人の体制が整わなかったということで今回減額して、来年以降の取組としたものでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 黒石地域の県職員住宅の件でございますが、建設課として把握できておるのは、今、県、特にこの黒石地域にはもと帰全農場がありまして、今、県立の農業、実践農大、いろんな研修施設等が、広大な敷地があるわけです。

その敷地につきましては、県の担当課、農業推進課やったと記憶はしておりますが、そこにうちも相談しまして、市町村が分けてほしいという申し出いたしましたところ、当然向こうは維持管理、広大な土地の面積持っている関係もありまして、快く町村に対しては

分筆、切り売り構んということで、もっと買うてくれんかという話も来るがですけど、それはちょっと厳しい話で、用地代かなり要りますんで。そういうことで、向こうも手をもてあますいうたらちょっと言葉悪いですけど、広大な土地持ちちゅう関係で、あの地域につきましては町村に分譲は快くしてくれるわけで、教員住宅関係についてはうちの課としてはちょっとまだよう研究というか、まだ調査できてないわけですが、そのようなコメントです。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 興津の水産振興ですけれども、ぜひとも、今年も、聞いたところによると、シイラの漁獲量が余り良くなかったように聞いておりますので、やはり新しい事業ということですが、何とかやはり、夏場の雇用が10人あるということなんで、非常に厳しい水産業の中でこういった事業に取り組んでいただくことは非常に結構だと思いますので、ぜひともきちっと費用対効果が出るように、地元の組合員さんと話し合って事業を行ってください。

それと、県有の、いわゆる東又地域は、先ほど課長答弁あったように、広い土地がありますけれども、例えばこの街分のそういった教員住宅であるとか、いろいろ住宅があるんですけれども、もしそういった方面のことも、県のほうへ行ったときには、県の、売却する意思があるのかどうか、また機会があればぜひ一度聞いておいてください。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 長時間にわたっての質疑ですが、若干質問してみたいと思います。

先ほど酒井議員からもあったように、町は製材業者も16業者あるという話もさっきされたわけですが、できるだけ町内産という観点で、町内でたくさんの民有地があつて、良材もあると思うわけですが、3地区等の森林組合に相談しながら、できるだけ町内産の活用ということをメインに考えてほしいということを前もって要望しておきます。

町長、9月で22年度決算の概要が出たわけで、大体財政指標も、危惧するよりも改善の方向にあるというふうに思っておりますけれども、残念ながら大変な、合併後ハード事業の多さがゆえに、21年度年度の決算見ても、地方債だけは順当という状況にあるわけです。

そういった中で、やがて5年が経過をし、合併特例債事業もあと5年ということですが、今後は今計画のある庁舎建設、また、し尿処理場建設、まだまだ多額の費用を要するハード事業もあるわけですが、現時点で、先ほども合併補助金という話も出てまいりました。次々と合併に伴う補助金や支援金等が今までも使われてまいりましたが、現在でどれだけの国の補助金、県の支援金も10億近くあったのではないかなというふうに思ってますが。現在高、詳しく22年度の決算見てませんが、どれくらいまだ補助金、県の支援金が残っているのか。併せて、今の段階で合併特例債、いかほど、本年度は十何億という補正も出てますが、現在でどれぐらいの特例債を活用しておって、今後ハード事業、あと2年残っているわけですが、この前も聞いた思うわけですけど、五十何億ということであったと思うわけですが、それでとどまっていくなのかなのか。その辺が大変、債ですので、借金ですので、そこらの見通し、わかっていれば教えていただきたいというふうに思ってます。

それでは、歳出の中で、3款の五百十何万の、512万余りの社会総務福祉費が出ておって、その説明資料が3ページにあります。大変目的はいい補正予算だと私は思う反面、遅いなという予算計上でもあるわけですが、この512万何がしかを使って委託で調査をすると。その後、このデータを管理し、どうしていくのかということが私の疑問点です。特に台風災害、地震・津波災害が各地で起こってます。なかなか地域地域でこういった方々の把握ができない地域があると思うわけですが、このデータを今後どう生かしていくのかという点で、町のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

それと、先ほどから観光の看板が出てましたけれども、一応こまい看板は外枠を木で囲った看板だということで、いいなと思ってますが、この大きな看板については、ただ丸投げで頼むのかどうなのか。そこら辺の町の考え方があって、この看板をつくるのかどうなのか、わかりませんのでお伺いしたい。

それとホビー館の関係でだんだん質問ありましたけれども、客は多く、昨日も一般質問したわけですが、喜ばしいことであると思うわけですけど。この予算計上見ても、24年度以降かなりの予算計上もあって、25年度以降は2,400万余りですが、当然指定管理料が大きな部分を占めるとは考えてますけども、現在の中でこういった形でも補正が上げられる。町としてホビー館の関係で、どこが指定管理者奇想天外の役割分担で、奇想天外がお金を出すべきなのか。町がどこまで町として、施設ですので、支援をしていかないけんのかという今後の明確な線引きというものが、今も各地域で指定管理を受けてる方々お

られます。ある面ではホビー館だけに町の支援があるというのは、また追加追加であるのはおかしいのではないかという声もありはしないかという判断を私はしていますが、町として、指定管理と町の役割分担についてどうお考えがあつて、こういう補正予算を計上していいのかについてお聞きをしたいと思います。

それです。以上です。

○議長（宮地章一君） 財政班長山脇光章君。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えいたします。

平成22年度の決算も、決算認定でご提案をさせていただきますが、合併支援の半ばとして、さまざまな支援がございました。議員の質問の補助金については、国の補助金、合併市町村補助金というのがございまして、上限額が2億7,000万でございます。平成22年度までには2億1,950万をいただいておりますので、平成23年度以降は残り5,040万余りとなっております。それで、23年度の予算で観光看板も含め、2,100万余りの補助金を活用する計画で予算を計上させていただいております。5,040万の残高ですので、23年度に2,100万を上げております。残り2,900万弱については24年度以降で消化をさせていただきたいと思っております。これも国の毎年度の予算計上で、満額採択されない状況もございますので、できるだけ早い時期に合併補助金については消化をさせていただきたいという計画で、今、進めております。

それから合併特例債について毎回ご報告もさせていただいておりますが、建設事業に対するもの、それと町の合併特例債、まちづくり基金に対するもの2通りがございまして、まちづくり基金については、10年間で10億7,900万を積み立てる計画で、毎年度合併特例債は1億250万を計上させていただいております。

建設事業については限度額が85億8,800万。限度額が85億8,800万で、平成22年度の決算では、16億6,680万を借り入れしております。ただ、23年度以降、大型の庁舎建設がございしますので、現段階の計画では総額、合併特例債の合計ですが、62億2,000万の借り入れる計画となっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長山川明彦君。

○健康福祉課長（山川明彦君） 資料ページ4ページの災害時要援護者支援台帳整備事業についてお答え申し上げます。資料、すみません、3ページです。

この台帳につきまして、まず、災害時の要援護者、該当する者が高齢者の分野で要介護

3から要介護5、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、これについては75歳以上の者を対象としております。また、障害者におきましては、身体障害者の1級及び2級、知的障害者の障害程度A1からB1、精神障害者の1級、2級の手帳の所持者、このほか難病等の患者を対象として、6月1日現在、重複調整した人数が、1,772名の方が町内で暮らしております。全体像としてはこの人数を、町として管理する人数としてシステムのほうへ導入しますが、このうち支援団体、民生委員、自主防災組織、消防団体等への名簿については、本人の同意を得て、公表して構えといった人だけを、システムのほうでその方の家庭内の状況、どういうサービス使っているか、家のどの部分で寝ているかといった情報、また、避難先の状況等をシステムで管理しまして、その状況を団体等にお知らせして、災害時に協力を求めることになります。

また、同意されない方においても、個人情報の保護の関係で、災害以前については個人情報としては流せませんが、災害発生時におきましては、国のガイドラインの中で、保有個人情報を提供することは、明らかに本人の利益につながるものについては出しても構わないという見解が出てますので、災害発生時には全体像を地域の支援団体等に提供して、救助等に当たってもらうようなシステムとなっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） まず、LEDの観光案内板のご質問にお答えをさせていただきます。

このLEDの看板につきましては非常に高額でございますので、昨年度、LEDの周辺に四万十材をふんだんに使うような形での提案方式の委託設計をお願いしまして、本年度、その中から選ばせていただいた形での、四万十材をふんだんに使ったような、外周にふんだんに使ったような看板を設置したいということで考えております。

次に、ホビー館の役割分担、指定管理でございますけれども、現在、奇想天外さんのほうに指定管理をお願いしておりますのは、ホビー館内と外の広場の管理と運営をお願いしているところでございます。

初めての取組でございますので、どれぐらいの入場者があるか非常にわからない点もございまして、本年度は途中、臨時駐車場の送迎とかいろんな形がございましたけれども、そういう形については、本年度につきましては町のほうで対応させていただきました。

そしてシャトルバス、それから交通整理につきましても、今年度につきましては、ガー

ドマンの設置などにつきましても町のほうで対応させていただいているところでございますけれども、本年度のいろいろな、入場者とかいろんな形を検証させていただいた上で、来年度からは当然管理運営の中にそういったマイクロバスとか交通整理なんかもかかわってくると思いますので、そういった調査検証をした上で、来年度以降については指定管理の中に組み込ませていただいて、奇想天外さんのほうに運営をしていただきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

最後の担当課長からの答弁の中で、指定管理の奇想天外との、町との役割分担ということと話を聞いてわかりました。

ただ、言いたいのは、大変ホビー館に対する支援は一生懸命やっていますが、昨日聞きたかったわけですが、時間的に制約があってよう聞かざったわけですが、上の地域の方々の、あそこに看板があるわけですね、上、上がりなさい、上がってくださいの。最初は紙でした。今、コンパネに最近はなってます。あれも少しは、ホビー館に支援する一部でも構いませんが、地域の方々一生懸命頑張ってますので、そこら辺まで配慮しながら支援をしてほしいということをつぶやいておきます。

それと、1回目で聞き忘れました。隣の岩井議員からもあった東日本大震災の視察事業ですが、総務課長から答弁があって大体わかったわけですが、この5市町はぜひ来てくださいという歓迎の、視察にはぜひともという課長の答弁ながですよね、聞いておいたら、私が。

でも、まだ復旧工事さなかの中で、本当に担当職員、消防団同士の話し合いなのか、ちょっと内容がわからんわけですが、恐らく消防署、団、防災、そういった組織の方々が行かれるので、この議案説明書を見ると、恐らく消防関係者同士がそういう意見交換になるのかなと私は判断もするところですが、市・町ですので、行政との懇談もあるのではないかなと想定しながら予算を見ました。それがちゃんと受け入れ、市・町関係者が「どうぞ」と言える状況の中での視察予算を組んだのかどうなのか。私は幾ら6か月経ったといえども、まだまだ復旧もできないさなか、本当に歓迎された視察になるのかどうなのか、非常に私は疑問に感じてます。

それと町として、町長、この5市・町に人的支援、物的支援行った上でこういう計画、

予算計上したんでしょうかね。その点、お聞きをします。

それと、財政班から答弁をいただきました。いつも言うようですが、特例債と言えども30%は借金です。当初、合併時のあくまでも計画でしたけども、建設事業で45億円、目安に使おうじゃないかという合併時の協定もできてました。しかし、今の計画見ると、62億円、33%元利含めてかかってくるわけですので、先ほど言いましたように、地方債の残高も微増の状況にある。ますます来年度以降も地方債も組み込まないかんいう状況の中で、22年度の決算はいい推移をしていますが、町長、今後ハード事業は少ないというか、やっぱりいつまでも、今後は庁舎とし尿処理ということはあるわけですが、あと5年間で町長、目いっぱい使おうというお考えは当初からないというふうに思いますが、余りにもしっかりとした計画がないがゆえに、45億から62億なつとるのではないかなというふうに思ってますが、町長の今後の合併特例債の活用についてのお考えをお聞かせ願いたいと思ってます。

それと、健康福祉課長から答弁のあった問題ですが、大変重要な委託料です。当然、家族や本人の承諾がなければ、プライバシーの問題がありますので、民生委員の方々には公表できないというのはわかってます。できるだけ、私が言いたいのは、家族、本人の了解をとって、いざというときにすぐに対応できる体制の構築と併せて、じゃ、民生委員や例えば社会福祉団体、NPOも含めてですが、どの地域を誰が担当していくのかという詰めまでぜひ、この資料はできた段階で団体との、民生委員さんとの協議を行ってほしいなというふうに私は思ってますが、町の考えをお聞かせ願いたいと思っています。

あとは商工課長からあったように、できるだけ、今からそういう看板が設置されるかもしれないけれども、やはり一貫した町の看板のこうあるべきだというものは持ってもらって、看板をつくってほしいということをお願いしますが、その点について答弁を求めて、2回目の質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長山川明彦君。

○健康福祉課長（山川明彦君） 先ほどの答弁で抜かっておりましたが、個人台帳をつくる時には、一人一人支援者を構えますので、支援者が避難所まで連れていくような体制で、隣近所等の具合で、遠く離れたところについては民生委員、自主防災組織、消防団等の活用によって救助するような形をとりたいと考えておりますので、日頃からの名簿等の管理については一応団体にも渡していく。消防、民生委員には渡して、誰が管理していくような形の台帳にはなってくると思いますが、それを渡して、災害発生前等には個々の支援

者がやってもらう形にはなってくると思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 東日本大震災の視察の関係でご答弁を申し上げます。

議員おっしゃられましたように、当然消防関係団体のみならず、自治体同士で連絡を取り合いながら、自治体の情報についても学んでくるということになると思います。

おっしゃられますように、まだ復旧・復興に大変な思いをされておる自治体ばかりですが、少なくともここに掲げておる自治体については、日程等詳細については、日程によっては対応できないということも当然出てくるので、これから詳細については詰めなければなりませんけれども、ぜひ勉強においでくださいと、「今後、震災が懸念される、危惧される自治体についてはぜひ学びに来てください」ということは言っていたいております。

といいますのは、大変な思いをしながらも、やっぱり先ほども申しましたけれども、経済的な面で、ぜひ来てこの地で、復興して営業しておる宿泊施設たくさん当然あるわけですので、そういうところを利用してくださいと、そういう思いが強いのだと思いますけれども、そういった面で、本当に大変な時期ではあると思いますけれども、これがすべて復興・復旧が完了した段階で自分たちが入ることになっても、こちらの学ぶものとしてはやはり時期的に今の時期がいいのではないかという判断のもとで予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 観光案内板の統一という形です。

先ほども申し上げましたように、LEDの看板については3つの道の駅にやりたいと考えておりますので、非常にLEDで目立つ部分もありまして、四万十材を活用した統一した形の、3つとも同じような形で行きたいとも考えております。

また、ほかの看板につきましても大正・十和の産業建設課長さんとも打ち合わせもしておりますので、できるだけ統一の看板でしていきましょと、四万十材も活用した形で行きましょという話し合いもしておりますので、それに努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、ホビー館とたにんごやの動線づくりについても、本当にせっかく来ていただい

ておる方を、もう少し上に行けるように、ぜひ看板も考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 合併特例債についてでございます。

当初から比べれば現在62億2,000万ということになっておりますが、合併の当初予定されていなかった耐震改修等々の防災、そういったものが入ってきましてこういった金額に膨らんできたわけですが、今後、庁舎の建設、そしてし尿処理施設というふう到大規模なプロジェクトがあと2つ残っております。合併特例債も活用しなければならないというふうに思っておりますが、私とすれば限度額目いっぱいあるから使うという感じはありません。できるだけ抑えていきたいというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 時間をとらせました。最後です。

総務課長、そういう受入れ結構だという自治体は、私もぜひ行って学ぶことが大事だと思いますが、答弁がないわけですが、この5市・町に対して人的、物的支援。なければ、いまさら人的というのは考えてないかもしれませんが、やがて仁井田米の新しい新米がとれます。せめて視察前には食べてくださいというその思いやりといいますか、そういった物的支援。できるならばした上で、そういうところの視察研修をしてほしいなというふうに私は個人的には考えてます。

それと身障者の件ですが、担当課長が答弁するだろうと思って、あなたのほうを見て質問しますが、災害で一番今まで困った身障者の方々の声は、健常者とは違いますので、同じ場所で生活するには大変心的・物的といいますか、難しい方もおられるようです。ただ同じ場所で、はい、知的・身体・精神障害者の方々を一堂に詰め込むことが、本当にその人たちにとっていいのかどうなのかというのは非常に私も感じてます。そういった配慮のもとで、せめてそういう方々のために別に避難場所を設定するなどの計画を持って、今後、災害に備えた取組に取り組んでほしいということを言っておきますが、答弁があれば言ってください。

ホビー館についてはないです。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長山川明彦君。

○健康福祉課長（山川明彦君） この要支援者の中にはさまざまな方がおられます。高齢者の中でも寝たきりの方、障害分野でも重度の障害、そして精神障害等いろんな問題を抱

えた方がこの要援護者の中におりますので、今後取り組まなければならないというがは、福祉避難所。今、町のほうでは旧３町村の中でデイサービスセンターを福祉避難所として指定しておりますが、その他、今後、特養とか障害施設、いろんな分野で入れる施設について、福祉避難所計画も今から作成しなければならないと思うて検討しております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 先ほど、下元議員の水産関係の答弁の中で、ちりめん振興の関係で、「夏場１０人程度の雇用」とありましたが、夏場はとったらいかん時期でございまして、許可になるのが９月１５日から２月ということで、興津でその間とれるのが１０月半ばから年内ということでありますので、夏場というところを、「１０月半ばから年内」というふうに訂正していただきたいと思います。お詫びして、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はございませんか。

山岡義正君。

○１２番（山岡義正君） 予算資料の１７ページの地震津波避難広場の施設整備ですが、これは一般財源から７１４万の持ち出しによって、今回２棟を建設するということですが、この中で、これ、一般財源だけからの持ち出ししかなかったのか、また、補助金がこういったものについては全くないのかということが１点。

それから、これ、建物建てたときに、今後、これ、維持管理していく上で、これは平常時に一般に使えるものであるかどうか。これは普段から置いたまんまやるものであるかどうか。それから、一般利用ができないかどうかということが１点。

それから、それに関連するかどうかわかりませんが、その前ページの１６ページに、ここで避難施設資機材ですか。資機材等の整備事業で３０２万１，０００円が計上されておりますが、これについても、これ、当然こういった前ページの避難施設をつくった場合にはトイレが恐らくついてないろうと思いますが、こういったトイレをここへは整備していくというように、簡易トイレを設置していくというように書いておりますが、こういったことによって、これ、関連したものであるかどうか。ここへ２棟建設して、そこに入れる資材であるかどうかということと、併せてその辺、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

まず、避難広場に設置する建屋施設の整備について、補助金がなかったのかというご質問でございますけれども、今年、県のほうは、県単独の事業で地震・津波緊急総合整備事業、名前はちょっとはつきりしませんが、そういう形の補助金を創設しておるところでございます。

この建屋、一時避難用の建屋がその対象になるかならないかというところが、ちょっと微妙なところがありまして、一応補助要望には上げておるところでございますけれども、確実にになった時点でまた予算のほうは見直しをさせていただきたいというふうに考えておりますが、そういった県の補助事業も考えられる事業ということではございます。

それと、通常に使用できるかどうかということでございますけれども、この建物につきましては、現在完成をしております避難広場に順次設置していこうというものでございまして、とりあえず屋根と床のみあるような、いわゆるあずまやに床だけはあるといったような形の施設を今のところ想定しております。

それで、冬場でしたら、その周りをビニールシートのようなもので囲んで寒さがしのげる、雨もしのげるといった形の建物を考えておりまして、簡易な建物を考えておりますので、普段何かの形で使用できるというものではないというふうに考えております。

あと、トイレですけれども、16ページの資機材整備事業のほうに計上しておりますものについては、直接広場に設置する建屋に置くとかいうことではございません。さまざまあります避難施設などに、既に防災倉庫などは設置しているところも含めて、その中に入れるいろいろな資機材、消耗品について充実していこうというものでございます。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） ということは、この2棟を建てた中には、避難した方々が一時しのぎということはわかります。

わかりますが、将来的にこういった施設への備蓄的なものは計画されてないんですか。これは当然そういったところにはそういった備蓄をして、避難された方々がやっぱり食料にしても水にしても、何にしても持ち出すいうんじゃないくて、置いとく必要がありやせんろうかと思いますが、将来的な計画としてどういうふうに考えられておるかをご答弁お願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答え申し上げます。

現在、建屋を設置しようとしている広場につきましては、既に防災資機材用の倉庫につ

いては、別に整備されておるところでございます。

まあ資機材、一定の資機材については備えつけられておりますけれども、非常食、水といったようなものについては、現在の備蓄が十分とは言えませんので、順次、その辺は充実をさせていきたいと思っておりますけれども、倉庫そのものはもう広場のほうにあると、既にあるというところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 防災時の件について、3件ほどお伺いします。

予算資料の16ページ、17ページ、地震津波避難路整備支援事業と、それからその視察の事業、それから、先ほど山岡議員が言われました地震津波避難広場設定事業についてお伺いします。

まず、1点目、津波避難路整備支援事業ですが、ここで今回219万の予算が組まれておりますが、現在要望があっておるのかどうか。また、何か所の予定をしておるのか。それから、補助率は多分100%だと思いますが、そのところをお伺いします。

それと、東日本の視察事業ですが、この5か所の視察に対して、1か所当たりどのぐらいの視察の時間を計画しておるのか。それと、この視察先を選定した理由とといいますか、どういうところから選定をしたのかということについてお伺いをしたい。

それから、広場施設整備ですが、先ほどあずまやという答弁がございましたが、50㎡、収容人員どのぐらいの予定をされておるのか。それで、あと、25年度以降までの計画も併せて、どのぐらいの全体的に収容人口を抱えるつもりなのか、その計画についてもお伺いしたい。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答え申し上げます。

まず、資料16ページの地震津波避難路整備支援事業でございますけれども、これにつきましては、この予算をお認めいただきましたら直ちに広報的なことを行いまして、要望をとっていききたいというふうに思っておりますけれども、2、3件は、こういった事業がやりたいが、こういう制度がないかというような問い合わせについては、2、3件はいただいております。

あと補助率、これは補助金ということではございませんで、重機の借り上げとか原材料を町が購入をして提供をするという事業でございますので、補助的に言えば100%とい

うことになります。

どういった件数を想定しているかということですが、それも一応、今後支援の要綱も直ちに作成する予定ですが、100万円程度を限度額にしたいというふうに考えておりますが、平均的には1件当たり50万円程度ということで、4件程度を想定しているところでございます。

それから、続きまして、視察事業の、この自治体の訪問予定時間ということですが、これにつきましては、これから実際に、この候補としてこの自治体を上げさせていただいておりますけれども、具体的な日程調整はしてまいりたいと思っておりますので、時間も、確かな時間についてはその中で決定していきますけれども、通常2時間程度になるのではないかとこのふうには想定をしております。

それから、この自治体を選んだ理由ということですが、やっぱり先ほど来いろいろ質疑もされておりました受入れ可能であるという自治体であるということが一番でありますけれども、あと、災害の、もちろん被災の状況がそれぞれいろいろな形で起こっておりまして、そういうところを学ぶためにはいろいろ形の違った自治体も視察をしてみたいということで、とりあえず候補として上げておるところでございます。

それから、建屋でございますけれども、まず収容人員ということでございます。現在のところ50㎡程度を予定しておりますので、まあ100名程度、中には寝っ転がってでないと、なかなか長い時間過ごせないという方もおいでだと思いますので、6、70名ということでしょうか。まあ6、70名から100名程度を予定しておるところでございます。

全体計画のところにありますように、今のところ避難広場として、興津、志和に設置予定であります合計9か所を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○12番（山岡義正君） 答弁いただきましたが、まず1点目の原材料費の補助ということですが、要望がこれから先に、多分こういう小規模の事業については多分出てくるんじゃないかと思いますが、それについては、また補正のほうで組まれるということではできませんでしょうか。

それと、視察ですが、かなり日程というか、これだけで考えますと、ハードスケジュールでございます。2時間程度の今視察というふうに答弁をいただきましたが、視察をする

以上は、やはりしっかり勉強をしていただく意味でも、もう少し被災地を絞るなどして、もう少しゆったりしたスケジュールというのが大事じゃないかと思います。走り回りで視察をしていっても、ただ被災地を見て回るだけでは後への、あとの、四万十町へ帰ってからの防災に生かせるかどうかというのは疑問に思います。

それと視察地ですが、選定地ですが、できればやはり本町の地形に似通ったといいますかね、だだっ広いところの視察ではなくて、そういうところも選定地の1つに選んでもらったとは思いますが。

それと、今言いましたが、5か所と今予定地が出ておりますが、これを例えば2つにするとかいうふうにして、もっと生きたお金を使えるような形で計画を立てていただきたいと思います。

それと、あずまやですが、今、50人から60人と言いましたが、実際に一昼夜過ごすとなると、50人ということになると、単純に考えて0.5㎡に1人ということになりますが、1㎡か、ごめんなさい。1㎡に、ということは立った状態でずっとおるということですか。

それと、つけ加えて、今現在避難タワーが県の事業で施工されておりますが、その上についてはどのような考えを町は持っておりますか。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

小規模避難路の整備支援事業について、要望が増えてくれば補正を行うかということですが、これについては、防災については最終点課題として取り組んでいきたいと思っておりますので、もし要望が増えた場合には補正で対応していきたいというふうに思っております。

視察の件につきましては、貴重なご意見をいただきましたので、なお、正式に日程を組むときには、今議員さんが言われたことも参考にしながら、もちろんきちっと学んで、将来に生かしていくための研修でございますので、いろいろ検討させて、日程を組むのに検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、避難建屋ですけども、すみません、ちょっと間違っておりました。

50㎡ですので、30名から50名程度、最大で50名程度の見込みでございました。ちょっと2棟ということで、100㎡でちょっと考えておりましたので勘違いをしておりました。訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 避難タワーについてちょっとご説明させていただきます。

タワーの建設は本年度興津地域に、今年度末までに3基建つ計画で、今、県営の事業で農地防災整備事業で県が進めておるわけですが、そのタワーの避難場所の上の屋根、建屋の部分ですが、ついては、以前から興津地域の自主防災組織等ありまして、何とか屋根が欲しいなあいう話もありまして、県のほうにも一応要望もしかけたわけですが、一応国の補助基準がありまして、全国各地でいろんなタワーできちゅうわけですが、今、四万十町が取り組んでおるタワーについては、屋根の部分については、ちょっと補助がもらえないと。一応、それでブルーシートなんかがかけるような細工は何とかしたいとは思っておりますけど、タワーについての屋根はございません。

それと、12番議員さんのときの話にちょっと何するけど、今後の予定としましては、現在も志和地区で避難広場を工事実施中です。興津の4か所と志和の2か所については町の事業で、国庫補助事業を導入しまして、水産庁の事業を導入しまして、今現在建設中でございます。

それで、国の補助事業で、今、総務課長が言いよりました建屋の部分ですが、当然やりたいわけですが、なかなか補助の基準もありまして、避難広場というのは当然そこで避難生活する場所ではなく、一時避難場所ということで、そっちの補助の基準には乗らないということで、町独自で一応アイデアを出しまして、どういう場合、いろんな場合を想定しまして、雨の降る日もありや寒い日もあると、それで高齢者もおるとということで、建屋の分のあずまや的ないうがは町独自のアイデアとして今後計画を進めていく予定です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第87号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号平成23年度四万十町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第 87 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

執行部より、昨日の一般質問で答弁漏れの申し出がありますので許可します。

上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 昨日、15 番議員の質問にありました塩素反応について答弁漏れがありましたので、お答えしたいと思います。

残留塩素の検査についてはやっております、私のちょっと記憶違いでございました。残留塩素の反応はありましたので、蛇口からの水は水道水ということになります。

以上です。

○議長（宮地章一君） ただいまから暫時休憩します。

午後 12 時 12 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 3 議案第 88 号平成 23 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 4 議案第 89 号平成 23 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 5 議案第 90 号平成 23 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、以上議案第 88 号から議案第 90 号までの 3 議案を一括議題とします。

この 3 議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第 88 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８８号平成２３年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この議案第８８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第８８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８９号平成２３年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第８９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９０号平成２３年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第９０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（宮地章一君） 日程第6 議案第91号平成23年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第7 議案第92号平成23年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第8 議案第93号平成23年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上議案第91号から議案第93号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案第92号についてお伺いをしてみたいと思いますが。

これは説明資料でもあったかどうかわかりませんが、大正地区の江師地区の排水管の敷設工事であろうと思うわけですが。旧大正町時代に江師の農業集落排水事業を行ったわけですが、場所によっては大変排水管の敷設工事費がかさむということで、合併浄化槽で対応した場所もあるわけですが。今回、大変集落の排水場と設置箇所が大変距離も長いのではないかなと思うわけですが、合併浄化槽にしなかった理由についてご説明いただけたらありがたいなというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） お答えします。

合併浄化槽で処理するのか、排管で処理するのかということですが、この場所は高低差が単一勾配で、中に中継ポンプも要りませんので、単一配管で施工できる場所です。

また、合併浄化槽を設置しますと、流末まで引っ張るのにかなりの延長がありますので、なかなか処理できない。また、他人の土地を通らんと配管ができにくいようなところにありますので、今回はまた排水管ということで処理させていただきます。

それと、この地区は新規の借地予定の方が1軒ありますので、そこへ引っ張ると、空き家がもう1軒ございます。そこにも当初の計画時点で排管が入っておりませんでしたので、今のところ2軒ということになりますけど、2軒を一緒に処理したいということで、そうなりますと排管のほうが有利だということで排管で処理しております。

以上です。

（3番田邊哲夫君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第９１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９１号平成２３年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第９１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第９１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９２号平成２３年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第９２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第９２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号平成23年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第9 認定第1号平成22年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

認定第1号につきましては、質疑終了をもって、後刻設置を予定しております決算特別委員会に付託を予定しております。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第10 発委第6号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは、議会運営委員会で発委されました発委についてご説明をいたしたいと思います。

発委第6号四万十町議会決算特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

四万十町議会決算特別委員会の設置について、次のとおり四万十町議会決算特別委員会を設置するものとしたしております。

名称は、「四万十町議会決算特別委員会」。

設置根拠は、地方自治法第110条及び四万十町議会委員会条例第6条。

目的としては、四万十町議会第3回定例会に認定第1号平成22年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部から提案がなされました。

この議案は今期定例会の期間だけでは十分な審査、精査ができないと思われ、四万十町議会決算特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中にも決算審査を行うことを提案するものであります。

委員定数といたしましては、9名を提案したいと思います。

任期は第4回定例会決算審査の報告までとなっております。

議案付託につきましては、決算特別委員会に認定第1号平成22年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

以上であります。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第6号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会決算特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中も決算審査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会決算特別委員会の経費につきまして、当分の間は平成２３年度予算から支出するものといたします。

暫時休憩します。

午後１時４５分 休憩

午後１時４６分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１１ 四万十町議会決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会決算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより四万十町議会委員会条例第１０条第１項の規定により四万十町議会決算特別委員会を議長より招集します。

平成２３年９月２２日。四万十町議会決算特別委員会委員様。四万十町議会議長。

四万十町議会決算特別委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため四万十町議会決算特別委員会を招集するから出席願います。

日時、平成２３年９月２２日午後１時５０分。

場所、３階議員控室。

四万十町議会決算特別委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後１時４７分 休憩

午後１時５９分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会決算特別委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知があ

りましたので報告いたします。

四万十町議会決算特別委員長田邊哲夫君、四万十町議会決算特別副委員長橋本保君、以上のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１２ 陳情第２３－１９号防火水槽設置の要望、日程第１３ 陳情第２３－２３号消防道整備に関する陳情書、日程第１４ 陳情第２３－２６号大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書、以上陳情３議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） 陳情の審査報告をいたします。

平成２３年９月２２日。四万十町議会議長宮地章一様。

総務常任委員長橋本保。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第９４条第１項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第２３－１９号。付託年月日、平成２３年９月１４日。

件名、防火水槽設置の要望。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致であります。

委員の意見といたしましては、水槽の設置場所等について地権者の同意は得ているか。また、３年続けて失火している、そういった状況。あるいは、水路を利用した貯水ができるのか。戸数は３軒なら設置すべきではないかと、こういった委員の皆さんの意見を受けて全員一致で採択としたものであります。

陳情第２３－２３号。平成２３年９月１４日。

消防道整備に関する陳情書。

採択すべきものと決定をしております。これも全員一致であります。

委員の意見といたしましては、途中まで農道として整備をされております。川の近くの２０ｍぐらいを整備すべきではないかというふうな意見がありました。また、国道から全部舗装にしていきたいという要望でありましたが、財政的に今はどうかというふうな

意見。それから川までの一部についてはショベルカーで整備をしてはどうか。そういったもろもろの意見をいただき、総務課長あるいは消防職員等にも意見をいただきながら、全員一致で採択としたものであります。

続いて、陳情第23-26号です。付託年月日が、平成23年9月14日。

件名、大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書であります。

審査の結果、採択すべきものと決定をしております。全員一致であります。

これにつきましては、前回、平成22年3月に同趣旨の内容の陳情書が提出をされております。そういったことで、この陳情書についても全員一致で採択をしたものであります。

以上報告をいたします。どうか、審査をしていただきまして、ご決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第23-19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23-19号防火水槽設置の要望を採決します。

お諮りします。

陳情第23-19号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23-19号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第23-23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23-23号消防道整備に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第23-23号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって陳情第23-23号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第23-26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23-26号大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第23-26号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23-26号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第15 陳情第23-20号若井沈下橋の保存（老朽箇所）の修繕を求める陳情書、日程第16 陳情第23-24号志和「薬師寺」の四万十町文化財指定に関する要望書、以上陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長田邊哲夫君。

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） それでは、教育民生常任委員会田邊のほうから、

平成23年9月14日に付託をされました陳情第23-20号若井沈下橋の保存（老朽箇所修繕）を求める陳情書並びに陳情第23-24号志和「薬師寺」の四万十町文化財指定に関する要望書の2件の陳情を審査した結果、今から述べますとおり決定をいたしましたので、会議規則第94条第1項の規定によって報告をいたします。

審査の経過報告ですが、9月15日本庁で、出席委員、全員出席のもとで現地調査を行いました。現地では、地元の区長さんのほうから若井沈下橋の設置から今日までの経過もお聞きをし、委員全員で沈下橋を渡りながら、沈下橋の状況も確認をしてきたところです。

この橋は設置当時、地元の方々も35万というお金を出して、協力金という形であったと思いますが、旧窪川町時代に設置をされた橋でございます。

今、四万十町は四万十川流域を重要文化的景観として位置づけを行っております。

四万十町には10の沈下橋がございます。そのうち9つの沈下橋が重要文化的景観要素に入っているわけですが、1か所の若井川の沈下橋は構成要素には入っていないようです。

この陳情案件の若井沈下橋は、旧窪川町時代に廃道になってまして、現在も廃道ではございますが、地元地区民のみならず町内外の方々があの場所を訪れて、橋の上から川を眺めたりという状況が現にあるわけございまして、地区でも年1回、地元総ぐるみでイベントなども開催し、地区民にとっては重要な沈下橋と位置づけられております。

今、沈下橋は、先ほども言いましたように、大変重要な文化的景観要素にもなっていますし、現にこの若井の沈下橋はその構成要素から外れておりますけれども、主要な構造物として見る観点から、当委員会としては保存すべきものと結論を出しました。

ただ、この陳情書では補修もという、老朽箇所の修繕もという内容を含めた陳情ですので、当委員会でも慎重な審議、また、執行部の意見も求めてきたところでもありますけれども、ぜひ町としても保存をしていきたいという覚悟がございますので、当委員会としても保存すべきものと結論を出しました。

結果、この陳情第23-20については、全員一致で採択すべきものと決定をいたしましたので、ご報告をいたします。

続きまして、陳情23-24志和「薬師寺」の四万十町文化財指定に関する要望書でございますが、皆さんのお手元に経過等の資料も提出をしていますが、大変ミスプリが、私のミスで申し訳ありませんが、経過等の3行目、歴史のある云々と書いてますが、これを「寺社」という文言に訂正をしていただきたいと思います。お断りを申し上げます。

この陳情案件は志和の地元の3名からなる地区長さんから要望書でございましたが、15日に現地に、3名のうちの1人、竹村地区長さんから現地で説明を受け、薬師寺にも、全員で調査も行いました。ご承知のように、この薬師寺は歴史のある寺社であり、本町には町指定の文化財は、国・県、また町を合わせて136、町の文化財だけで106の文化財がございます。

また、文化財保護審査会でも陳情のあるこの薬師寺については、文化財に指定すべきものと結論を出したという執行部の話も聞きましたので、当委員会としては慎重審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

結果ですが、委員会として全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。反対意見はございません。2案件、どうかご審査の上、適切な了解いただければありがたいというように思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第23－20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23－20号若井沈下橋の保存（老朽箇所修繕）を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第23－20号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23－20号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第23-24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23-24号志和「薬師寺」の四万十町文化財指定に関する要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第23-24号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23-24号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第17 陳情第23-5号中山間地域の衰退と獣害対策の中長期的な継続を求める要望書、日程第18 陳情第23-16号若者定住促進住宅下呉地団地を公営住宅と同じ扱いとする要望書、日程第19 陳情第23-22号迂回路整備の要望書、日程第20 陳情第23-27号水道施設の整備に関する陳情書、以上陳情4議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） それでは、陳情審査の報告をいたします。

平成23年9月22日。産業建設常任委員長堀本伸一。

本委員会に付託されました陳情を審査した結果を、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をさせていただきます。

受理番号、陳情第23-5号。付託年月日は、平成23年3月9日であります。

件名、中山間地域の衰退と獣害対策の長期的継続を求める要望書。

審査の結果は、趣旨採択と決定をいたしました。全員が一致であります。

続きまして、陳情第23-16号。平成23年6月15日。

若者定住促進住宅下呉地団地を公営住宅と同じ取扱いとする要望書であります。

審査の結果は採択すべきものと決定をいたしております。これも全員一致でございます。

続きまして、陳情第23-22号。付託年月日は、平成23年9月14日であります。

件名、迂回路の整備の要望書。

審査の結果は、趣旨採択とさせていただきました。全員一致でございます。

続きまして、陳情第23-27号。

平成23年9月14日。件名は、水道施設の整備に関する陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしております。全員一致でございます。

審査結果の報告を具体的にさせていただきたいというふうに思います。

まず、陳情23-22でありますけれども、件名、迂回路整備の要望書につきまして、まとめといたしまして、この要望に関してはこれまでに既に大正総合支所のほうに陳情も上げておりますし、その結果が、総合支所の産業建設課より、この陳情に対する対処の回答が出されております。そういったことも踏まえて、その回答内容にほぼ陳情の内容が満たされているのではないかという審査の結果になっております。

地元住民の非常に熱い思いがあるわけですが、何分にも長い距離、約6kmの、もとより林道の作業道という形を現在町道として管理をされている経過があります。

年に十数回の増水でこの集落が孤立をする状況があると。それでは日常生活の中で、非常に公正さも欠けてくる。さらには、急病が、増水のときに沈下橋を渡れない、そういったような状況のときにどうするか、急病が出た。さらには通学児童が非常に困惑をしているような状況がありますので、非常に苦しい審査の中でありました。そういったことも配慮をするものでありますけれども、町道として全体の町道管理の予算配分ということもありますので、そういったことを委員会の中では審議をしながら、今回、中長期的な形の中で随時予算をつけながら、その要望に応じていく改良を行っていくという中身がありますので、そういうことで意見がまとまっております。

ここで、字句の訂正があるわけですが、まとめの中の3行で、最後のほうに「年に数回」というふうにありますけれども、この数回の前に「十」を入れていただきたい。

「年に十数回の増水」という文言に変えていただきたいというふうにお願いをいたします。

委員の意見として、この町の支援を受けて、そういった状況があるものの、非常に厳しい財政事情があると。ですから、町のある一定の支援を受けた形の中で重機を借るとか、

あるいは重機使用の燃料の区分を町の支援としていただきながら、自己管理をしていく。そういった意識・認識も必要であるという意見も出されております。

さらには、2点目として、その中で台風増水時の対応として、やはり国道側にそうした公営住宅等に類する施設を設置して、通学児童あたりの便利を図っていくというようなことも考えていくべきではないかという意見もありました。

さらに、3点目としては、町の財政事情は非常に厳しいものがあり、町道の管理ということについては非常に広い範囲のものがありますので、暫時の取組というのは難しい。その中身は十分わかりますけれども、こういった災害時に四万十町の中でその集落が孤立をする、そういった状況は執行部としてもしっかりととらえていっていただきたいという意見もあったところであります。そういった意見がある中で、結果としては趣旨採択として、要望の願意をとらえて趣旨採択ということで結果を出させていただいております。

続きまして、23-27。

件名、水道施設の整備に関する陳情書であります。

まとめとして、この陳情も既に地域住民は上下水道課に連絡しながら、水道、飲料水の供給に非常に困惑をしている、その状況の説明をされてきている経過があります。そういった状況がありますので、今回は地域住民の、4人の地域住民の説明を受けながら、この陳情の精査をしました。そうした中で、生活水でありますので、これは結果的には早急の対応ということでもありますけれども、問題としましては、一般質問の中でもありましたけれども、簡易水道の拡張工事ということが理想的であるという形の中で行きますと、十和地域・昭和地域からの簡易水道からの取水という計画になります。そうすることによって四万十川を渡さなければならないと。そのことが重要文化的要素、構成要素の指定地域であるがために、そうした関係機関の許可の問題が今後、難航するのではないかなということでもあります。

しかしながら、非常に生活の水の問題でありますので、そういった状況、難しい難点をクリアして、いかなる方法を得ても善処という形の中で、しっかりと対応していただきたいということが結果としてまとめております。これは採択であります。

引き続きまして、陳情23-5であります。

これは、継続で預かってきた陳情でありますけれども、中山間地域の衰退と獣害対策ということでもあります。

委員会のまとめとしては、これまでに農業関係、そういう獣害被害に対する陳情は後を

絶たないといったような状況で、毎定例会ごと上がってくるというほど深刻な問題であります。そういったこれまでの陳情や国に対する意見書、そういったものを、20年度以降から本年度までの状況のものを調べてまいりました。そうしたことの中で、ほとんど内容が同じような状況の陳情になります。

今回、当委員会が預かった陳情も、既に四万十町もその陳情の中身というものは実施をしておられるということでもあります。

それから、国に対する意見書等々につきましては、非常に農業者の農業にかける熱い思いというのは十分理解をするわけですが、意見書としての提出という文言については1つの採択基準に少し問題があるのではないかという精査の結果であります。そして、趣旨採択で預からせていただきたいということが委員会のまとめの内容であります。

続きまして、陳情23-16。これも継続であります。

6月定例会で預かった陳情でありますけれども、若者定住の促進住宅下呉地住宅地を公営住宅と同じ取扱いとする要望書ということでもあります。

まとめといたしましては、これまでもそういった意見は出されてきたわけですが、さらには6月定例会の中でも議員の中から一般質問も、この点について出されております。そして、そのことに対する町の執行部の答弁も出されておるわけですから、そこも踏まえて今回常任委員会としての判断を出していくべきだろうという結果であります。

そうした状況の中で、この若者定住につきましては、十和地域にも若者定住住宅があるわけですが、合併のときに、その若者定住に対する条例の差異があったわけですが、その精査ができておりません。したがって、合併後、窪川地域の条例に則して、窪川地区の若者定住の条例に起因をしたもので現在運営をしているということですので、当時十和地域からもその異変に苦情が出、問い合わせがあった経過があります。そういったことがありますので、これからは若者定住型の住宅、さらには公営住宅も本町にも必要であろうと。その中ではそういったことの条例の改正等々も行いながら精査をして、改正をして臨みたいという思いが常任委員会の思いであります。

1、2、3の意見があるわけですが、具体的にまとめておりますけれども、当然待機者が今現在おられるであろう。あるとするならば、その件のことも精査をしていく。

それから、金上野の建売住宅地。これが現在次々に完売されておるという状況ではないわけですので、そこも併せて、町が住宅地も完売をしていく中で、さらにはそういった今

後の住宅という形の中で町が取り組んでいく中で、さらにはその要望に対する対応もそこに生まれてくるのではないかと、そのあたりも精査をしていくべきだろうという意見もありました。

それから、公営住宅と同じ取扱いにする。その場合に生じてくるのは、収入、その人の収入ということ、若者定住のほうで言えば、入居から10年という区切りがありますので、その1つの精査等々を行って、今後改正をしていくべきであろうというのが審査の結果であります。説明が下手ですのでわかりにくい点もあろうかと思いますが、ご協力賜わり、ぜひとも認めていただきたいというふうにお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） この23-22の文章の中で、「総延長約6kmの林道を現在町道として管理している」と、こういう文章になっておりますが、町道に認定は、既に6kmはされておるという理解でよろしいでしょうか。

旧大正町時代に、多分林道を町道に認定をされているのではないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） お答えをいたしたいと思います。

約6kmの林道ということでありまして、この6kmの林道は当初作業道として開設をしたものを、その後町道に認定をしているということでありまして、現在町道としての管理ということは中身に含まれております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 大変委員長、ご苦労さまです。

23-22と23-16についてちょっと質問してみたいと思うわけですが、迂回路の整備については旧大正町時代、議会にも陳情があつて十分審査をして、現在のこの状況に至っています。

ずっと回られたと思いますけれども、上岡からずっと山を越えると打井川地域に出ま

す。今回も、過日の15号台風もそうであったと思うわけですが、沈下橋が、越流して水、沈下橋を越えてましたし、恐らく打井川の出口の橋も潰かってたんじゃないかなというふうに思うわけですが、この委員の意見の中で、「町道の自己管理の認識も必要」という書き方を、委員としての意見として書いているわけですが、委員長としての見解になるかわかりませんが、じゃ、すべての町道は町民も支援を受けて、先ほど言いましたようにショベル等を借りて、自分らの管理をすべきという認識のもとでこういう意見があったのか、たまたまこの町道は舗装もしていないと、だから、地区住民は支援を受けて自己管理をしていくことも必要じゃないかという、そういう委員の意見なのか。非常に私は町道の管理は、私は、町が基本的にはすべきだと、すべての線が。たまたまこの線が舗装をされていないがゆえになのかどうなのかという1つの、委員さんの意見がどうであったのかという点をお伺いしてみたいというように思います。

それと、大変大事な意見があるわけですが、確かに12、15号、今回の台風も恐らく生徒の皆さん方は自分自身休まざるを得ない状況であったかなというふうにまあ推察はするわけですが。せっかく行きたい子供たちが、水のために帰れないというのは非常に子供さんにとってはむごいなと私は思います。ので、この中に書いてあります「一時避難の住宅設置」。大事な視点だと思うわけですが、町はこういった意見についてそうだと、早急に児童・生徒のために一時的な避難場所を構えるという教育委員会なりの意見があったのかどうなのかという点を、あればお聞きをしたいと思います。

それと、若者定住の住宅ですが、確かにここに書かれてますように、一般質問であったことは私も記憶に残ってます。

ただ、答弁の中で建設課長は恐らく待機者も現在おると。1つの条件の中で入ってますので、10年言いましたかね、10年経てば出るというのが1つの条件だったことは間違いないと思います。しかし、現在も待機をされている方にとってみれば、待っておったのにと、一般の公営住宅にしたら、今まで待っていた自分たちは何ながやという考えを持つのは当然だと私は思います。

そういった中で委員会として条例改正をすべきだという意見が集約されたというふうに書いてますが、私はやはり今の条例に基づいた若者定住、それで、やはり10年経てば、今大変景気が悪いですが、しかし、ここにも書いてありますように、金上野住宅を安価な分譲しようという町の考え方もありますので、やはり今後町のことも、財政のことも考えれば、やはりそういった人たちには納得していただいて、できるだけそういう家を持って

もらうなりの、そういう方向で取り組むのが妥当ではないかなと私は個人的には思っていますが、それで、委員会としてはそういう意見を集約したということに書かれていますので、その考え方がちょっと私には理解に苦しみますので、答えれる範囲で結構ですが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） 質問を覚えちょう順番に行きたいと思いますので。

その迂回路の件であります。当然そういった議題が上がってくるわけで、質問も出るのではないかなというふうに私も思っていました。

この陳情の中身については、非常に地域住民のそういう思いは、私たちも十分理解が必要ということでありますけれども、委員会の中での意見としては、長い距離の中で、この町道に対して年間の予算を、さらには要望に応じてつけていくような状況は非常に無理があると。ですから、見合った予算を年間わずかずつでもつけて、わずか舗装を伸べていくというような状況で取組をしたいという回答が出ておりますので、執行部の。そういったことも踏まえると、そうした取組で徐々に要望に対する成果を上げていくしかないのではないかなというのが委員会の判断の中身であろうというふうに私は思っております。

その中で、ここへ意見としてあったことを具体的に、たくさんあったわけですがそれでも出しております。

というのは、長い距離の中で、1つには現在舗装されておるところですけれども、非常に土道で硬い立派な道のようなところもあるわけです、中としては。そういったところが排水が詰まれば、やはりそうした土が掘れていくというような状況がありますので、緊急のときにもそれが掘れて通らないというようなことになってくる可能性も非常にあります。中には、また、小谷の突き出しというようなところもありますので、そういったところの1つの管理ということであろうというふうに思います。

そこは気づいた状況の中で、この道を、我々の道であるという認識のもとで、そういった作業ができれば、そういったことも認識としてとらえていく必要があるのではないかなというのがこの委員の思いであったであろうというふうに、委員長としては解釈をしております。ですから、私の私見を述べてはいけませんけれども、非常に早急に対応していきたいという思いは委員会としてはあるわけですが、現在の状況の中では徐々に町としても予算をつけて、わずかでも舗装を伸べていきたい。それからさらには台風後のよう

な状況のときに、小谷の突き出しのようなところは先に対処していくというようなことは、そのときに応じて、地元の要望を聞きながら、そういう事業、編成予算を何をしてもらうということを1つの意見としてまとめた結果であります。これは文章によって非常に変わってきますが、文章力がない委員長で大変申し訳ないというふうに思っております。

それから、16でしたか、23の16。これは若者定住の問題であります。若者定住の問題も、地元の区長さん、非常に熱心な思いがあって陳情を受けております。さらには入居者の方々からも、4人ぐらいでしたか、そういった陳情内容というものを当委員会のほうにもいただいております。

そういった中身を配慮すると、非常に入居料に関してはそこそこの額のものでもえい。とにかく10年で出ないかんということが非常に苦しい状況があると。それは、やはり保育園とか小学校の子供がおりますので、やっと地域になじんで、溶け込むというような状況になると、あるいは出ないかんという状況が、果たして若者の定住と言えるのかということも1つ考えの中にあるかというふうに思います。

ですから、そういった、それぞれ待機者の問題もあるわけですが、その待機者があるならあるとして、町も今後の住宅計画の中にも配慮しながら、そこを同じ取扱いとしてということではなくして、今、公営住宅法に基づいた公営住宅の入居料、それに基づく条例があるわけですから、そこを精査しながら、若者定住の方もその取扱いのような状況にいく中に、さらには10年という日を切らずにいくことによって、言うたら一般的な住宅というところの中での待機者の考えも、また考えが変わってくるのではないかなと。一般の公営住宅にも待機者は常にあるわけですから、そういうことをとらえると、今回改正することによって、待機者もこれは残念じゃということも確かにあろうかということも思いますけれども、どこかではそういった状況を精査していかんと、この陳情にこたえていくこともできないし、町としても十和地域とのそういった整合性のない状況で来たことに対しても、今後さらには精査をし、改正をしていく必要があるのではないかなというのが当委員会の判断でありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今の委員長の答弁、再度質問してみたいのは、確かに陳情者の気持ちもわからんではないです。それと、「一般公営住宅」と委員長から答弁があったように、一般町営住宅というのは収入の問題とかいろんな問題があって、出ざるを得ん状況が1つはあるということ。

これは既に、入居当時から10年という限定つきは、本人は承知の上で1つは入ったということ。これは当然10年の経過の中では、子育てせないかん、保育園、学校もなれ親しんだということもわかります。しかし、建設課長、いつの質疑の中での答弁じゃったかわかりませんが、確か、待機者が現におられるという話を確か聞きました、私は。しかし、それは、何年待てば入る可能性がもうすぐあるわけです、待機者は。しかし、公営住宅は希望者がおれば抽選ですので、それとはやっぱり違うという1つの点を、僕はとらえるべきではないかなと思うわけです。

ただ気になったのは、条例の精査、改正を行い取り組むというのを、意見が集約されたということは、委員会としては条例改正をして、公営住宅の条例にかえるという意見集約じゃないかなと思ったわけですが、その点について私は何か本来の若者定住、「促進」ですので、10年間で定住してくださいよというための促進の住宅やと私は認識しちゃうわけですね。若者入ったけん、そこでずっと住んでくれというのは、じゃないと私は、旧窪川町時代のこの住宅だと思うわけです。だからそこら辺が、委員会として条例改正せよという意見に集約されたというふうに私は読みましたので、それはどうかなというのが私の意見です。ので、それを委員長とやりとり、だからそのことが、じゃ、皆さんの委員さんは、全員が条例改正をせよという意見に集約されたと見てええのかどうなのかという点を最後に聞きます。

それと、第1回目の、次の迂回路の上岡の件ですが、私はなぜ、旧大正町時代採択しなかったのではないかなと思ってますが、ちょっと記憶にはなくなりましたが、確かに6kmというのを舗装することは大変な財政投入しなきゃなりませんので無理です。委員長は徐々にという、大変重要な、どうしてもやってもらいたいと私も思ってますが、しかし、現に12、15号で、恐らく保護者の方々は迂回路でもうたのか、休んだのかわかりませんが、やはりそういう状態の中で例えば台風が、沈下橋を超える状況というのは、多分大きな台風なりの状況の中で、あの6kmの山道を保護者が行くのは私は逆に危険だと思うわけですね。

それよりも、ここに書いてるように、待機する場所、例えば事前に、これは沈下橋を超えそうなという状況で、やっぱり対岸の国道縁で避難できる、親子かどうかわかりませんが、そういう待機場所を、一時的におれる場所を私はつくってあげるのがまず先決ではないかなという考えを持っていますし、また、行く行くは、恐らく子供さんは、余り世帯的にはあそこはありませんので、恐らく今の状況では1世帯の子供さんの世帯だと思うわ

けですが、そういった意味から、舗装は徐々にしていく。しかし、今の子供さんの対応としては、やっぱりいつでも学校行ける体制つくってあげるべきではないかなというふうに私はずっと思ってますので、そういった意味で、これはどこの所管の中で話をされたかわかりませんが、教育委員会なりに話をされて、設置しようという方向で動いてくれそうな雰囲気だったのかどうなのか。もし話し合いをすれば、見解を聞きたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） その一部の意見、国道側にそういった住宅的なものをということに対しては、教育委員会等々の意見ということについては聞いておりません。

しかし、その話の中で、じゃ、この陳情を預かった委員会としてどう思うという意見の中では、「そういう方法も今後考えていったらえい」という意見が出された1つのまとめでありますし、それから、例えば打井川ですか、上流の打井川地域の橋の問題もあります。ここも四万十川の、上岡の沈下橋もつかる、さらには打井川の橋もつかるということになれば、さらに孤立するというような状況がありますので、それに対しては、「一番川幅が狭いような状況の打井川地区については、歩いて通れるようなつり橋みたいなもんもかけることができんろうかね」という意見はたくさん出ました。そういったことも踏まえて、早急にその対策が組めるということはなかなか町が出しておる回答の中にもありませんし、それは町の意向ということですから、その意向をさらには当委員会も今後、それが陳状の内容に付していかれるように取組をしながら、今回はそういったいろいろな意見を踏まえて、趣旨の採択という結果になったものであります。

もう一件、住宅の件です。執行部の気持ちがとても理解ができる状況になってまいりましたけれども。若者定住につきましては、「条例の改正」という表現をしておるのは、精査、改正というふうにまとめらせていただいております。いろいろな問題が、これは簡単に行かん問題があろうというふうに解釈をしております。

その内容としては、十和地域にも同じ若者定住があるがですよ。そこは、条例の改正というか、そのまま窪川地域の若者定住の条例を起因して、今、行っておるがです。ですからこの地域の待機者の問題もあろうけれど、十和地域も同じ状況で苦悩しておると。結局定住については、ここで10年の規定がないがですよ、十和は、その条例の中にですよ。ですから、若者定住であって、ここで長く将来的に頑張ってくださいという状況の中で入居しております。

ですから、この窪川と十和のこういった状況もありますので、それは合併当時、合併ということが1つの目的というような状況で、大同小異的に来た経過があろうというふうに私も解釈をしております。その当時この条例が細かく精査ができてないと、合併当時、ということは、そういう解釈をしておるがです。ですから、合併をしたその後に、こういった小異の問題も併せてやはり精査をしていく必要があるというふうに私自身は解釈をしておりますし、そういうことも踏まえて、精査、改正を行うという形をとらせていただきましたので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

(3 番田辺哲夫君「ありがとうございました。以上です」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第23－5号中山間地域の衰退と獣害対策の中長期的継続を求める要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第23－5号を委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第23－5号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これより陳情第23－16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第23－16号若者定住促進住宅下呉地団地を公営住宅と同じ扱いとする要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第23－16号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２３－１６号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２３－２２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－２２号迂回路整備の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２３－２２号を委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２３－２２号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これより陳情第２３－２７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３－２７号水道施設の整備に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２３－２７号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２３－２７号は委員長報告どおり採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２１ 発委第７号大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） それでは発委第7号、平成23年9月22日。四万十町議会議長宮地章一様。

四万十町議会総務常任委員長橋本保。

大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出をいたします。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

意見書の内容につきましては、皆さんのお手元に配付をしてあるとおりであります、若干項目が4項目出ておりますので、この項目について読み上げさせていただきます。

1番、「地域主権改革」や独立行政法人の制度・組織の見直し、「公共サービス改革」などにより、行政サービスの低下を招くことがないようにすること。

2番、国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や、独立行政法人の削減・廃止を前提とする見直しは白紙に戻し、国と地方が協力し行政サービスを行っていくために、国と地方の責任と役割を再検討すること。

3番、防災対策など、住民の安心・安全を支えるために必要な国の出先機関の体制や機能の充実を図ること。

4番、南海地震などの大規模地震への対策（道路の整備や防波堤の整備など）や、被災した場合に迅速な復旧・復興ができるように、国の出先機関の廃止や移管は行わないことであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年9月22日、高知県四万十町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛てであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第7号大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第7号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第22 発議第4号四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

9番橋本保君。

○9番（橋本保君） 発議第4号、平成23年9月22日。四万十町議会議長宮地章一様。

提出者、四万十町議会議員橋本保。賛成者、四万十町議会議員堀本伸一、林健三、槇野章であります。

四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の設置についてであります。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の設置であります。

名称、四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会。

設置根拠、地方自治法第110条及び四万十町議会委員会条例第6条。

目的、昨年、家地川ダム調査特別委員会が9月議会で最終報告を行っております。その中で、四万十川に負荷を与えているのは家地川ダムだけではないと。生活排水、あるいは山林の荒廃、あるいは圃場整備、あるいは砂利の減少など、幾つかの汚染原因を指摘しております。

また、行政に対しては、四万十川条例の指標としている水環境・景観・生態系・森林・農地の問題について、どのような政策を打ってきたかなどの意見が出されております。

議会としては、この最終報告を受けて、四万十川の再生と保全について決議を行っております。この国民的財産である四万十川を再生・保全をし、後世に引き継いでいかなければならない責務があるとしております。

こうした報告の中で、川に負荷を与えてきた原因について一定指摘をされておりますので、これを除去する手だてを国・県の指導も受けながら、近隣市町と連携をし、流域住民が一体となって取り組んでいく調査が必要であるというふうに思います。

四万十川は昭和58年に日本最後の清流として報道されておりますが、今では仁淀川に遅れをとっている感があります。いま一度「日本最後の清流」として名実ともに全国に誇れる川に再生し、子や孫に責任を持って引き継いでいかなければならない、このように思うわけであります。

よって、ここに四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会を設置し、議会閉会中も審議・調査を行うものであります。

委員の定数は8名であります。

任期としては、四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会最終報告までとしたいと思います。

なお、調査内容については添付をしております。5項目について添付をしておりますので、ご審議をいただき、ご決定をいただきますようよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第４号四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、８人の委員で構成する四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中も四万十川再生と保全の調査・審査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の経費につきましては、当分の間は、平成２３年度予算から支出するものとします。

暫時休憩します。

午後３時０９分 休憩

午後３時２４分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２３ 四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会を議長より招集します。

平成23年9月22日。四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会委員様。四万十町議会議長。

四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会を召集するから出席願います。

平成23年9月22日。午後3時27分。

四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会開会のため、只今より休憩します。

午後3時27分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長橋本保君。

四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別副委員長山岡義正君。

以上のとおりです。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第24 発委第8号議員派遣の件についてを議題とします。

議会運営委員長山岡義正君から、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条並びに会議規則第14条第3項の規定により提出されております。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは議員派遣の件につきまして発委を申し上げます。

発委第8号。平成23年9月22日。四万十町議会議長宮地章一様。

発委は、四万十町議会議会運営委員長、私の名前でなっております。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

議員派遣の件。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣いたします。

四国四県町村長議長大会。

目的といたしましては、四国の57の町村長・議長が一堂に会し、議会と執行部の立場を超えて「元気あふれる地域をつくる」との強い信念のもと、町村の抱える重大課題について研修・意見交換・審議し、その実現のため総力を結集して行動し、多様で個性豊かな町村自治の振興と住民福祉の向上を期します。

併せて、四国の町村の魅力について情報発信を行うものとしております。

期日は、平成23年10月12日。

場所は香川県自治会館であります。

派遣議員は、議長であります。

また、2番目といたしまして、トップセミナー。

目的といたしましては、市町村の重点課題、政局等の理解を深め、管内の議会議員の資質向上を図ることといたしております。

期日は、平成23年10月28日。

場所は、高知県民文化ホール、グリーンホールでございます。

派遣議員は、正副議長並びに各常任委員長となっております。

3番目、第52回四国地区町村議会議長会研修会。

目的といたしまして、政局の動向等について精通した識者に接することにより議会人としての資質を磨き、能力の向上に資することといたしております。

期日は、平成23年11月10日。

場所は、鳴門市文化会館でございます。

派遣議員は、議員全員であります。

4番目。県選出国會議員と町村議会議長との政策懇談会及び意見交換会でございます。

目的といたしまして、地方政治、地方議会の現状と課題を地元選出国會議員と直接意見

を交換することで、地元の声を届けるとともに地域発展に取り組むことといたしております。

期日は、平成23年11月15日でございます。

場所は、東京都。

派遣議員は議長でございます。

5番目。第55回町村議会議長全国大会でございます。

目的といたしましては、分権型社会の実現を目指し、地方制度改革が今大きな課題となっております。このような時に当たり、戦後一貫して築き上げてきた地方自治の精神、その原則をいま一度再確認し、時代にふさわしい基礎的自治体のあり方を考え、地方分権の推進と町村行財政基礎の充実強化に向けて、全国町村議会の総意を結集することとなっております。

期日は平成23年11月16日でございます。

場所は東京都。

派遣議員は議長となっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第8号議員派遣の件についてを採決します。

発委第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第8号は原案のとおり可決され

ました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２５ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長から委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第７５条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があっております。

お諮りします。

総務常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

休憩します。

午後３時３４分 休憩

午後３時４３分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２３年第３回四万十町議会定例会を閉会します。

午後３時４３分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員